筑 西 市環 境基本計画

令和 6 (2024) 年度 ~ 令和 15 (2033) 年度



令和6(2024)年3月改定



ごあいさつ

筑西市は、筑波山を望む美しい景観、鬼怒川や小貝川などの清らかな河川、田園が広がる緑豊かな自然環境に恵まれ、米・こだますいか・梨をはじめとする農産物は、全国有数の生産額を誇っております。

また、商業や工業の集積も見られるとともに、歴史的資源や 伝統文化が継承され、今日まで県西地域の中心的な役割を担っ てまいりました。



本市では、「筑西市環境基本条例」に基づき、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とした「筑西市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

近年では、地球温暖化に起因する記録的な猛暑や集中豪雨などの自然災害が頻発し、私たちを取り巻く地球環境は大きく変化しております。このような状況を踏まえ前倒しで計画の見直しを行い、「第2次筑西市環境基本計画」を策定することで早期に環境問題に対応するとともに、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「地域気候変動適応計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減や気候変動の影響の回避・軽減に取り組んでまいります。

本計画は、「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」を将来像に掲げ、これに基づき、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進してまいります。

そのためには、市民・事業者の皆様と市が協働により進めていくことが重要であると考え ておりますので、今後とも、皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ ます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご審議をいただきました筑西市環境審議会及び筑西市環境基本計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントに御協力いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景と目的	1
(1)計画策定の背景	1
(2)計画の目的	2
1.2 計画の位置づけと基本的事項	3
(1)計画の位置づけ	3
(2)計画の期間	4
(3)計画の対象地域	4
(4)計画の対象範囲	5
(5)計画の推進主体	6
1.3 計画の構成	7
第2章 環境の現状	
2.1 環境を取り巻く社会情勢の変化	
(1)持続可能な開発目標(SDGs)	8
(2)地球温暖化対策の動向	
(3)生物多様性への関心の高まり	11
(4)資源循環・プラスチックごみ問題への対応	
(5)新型コロナウイルス感染症	13
(6) 国・県の動向	13
2.2 本市の概況	15
(1)本市の位置と沿革	15
(2)気象	
(3)土地利用	
(4) 人口	18
(5)産業構造	
2.3 本市の環境の状況	21
(1)自然環境	
(2)生活環境	
(3)廃棄物	26
(4)地球環境	
(5)環境保全活動の状況	
2.4 環境に関する市民意識	
(1)意識調査の概要	
(2) 意識調査の結果	
第3章 計画の目標	
3.1 本市の環境将来像	
3.2 環境将来像実現のための基本目標と視点	
第4章 基本目標の達成に向けた具体的な取組	
4.1 具体的な施策の展開(施策の体系)	
4.2 基本目標ごとの具体的な取組(施策)	
基本目標1 里地里山、ゆたかな水を守り育むまち	
基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち	46

基本目標3	3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち	56
基本目標4	- 環境を守る人を育むまち	70
第5章 重点施	5策	74
第6章 計画の)推進と進行管理	76
6.1 計画の	D推進体制	76
6.2 進行管	管理	78
資料編		79
資料-1 筑	西市環境基本計画の策定経過	80
資料-2 筑	西市環境基本計画の策定体制	83
資料-3 筑	西市環境基本条例	85
資料-4 用	語解説	89

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

本市では、本市が持つ豊かな環境を守り育むため、平成 27 (2015) 年 3 月に、「筑西市環境基本条例」を制定し、本条例第 9 条に基づき、今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するための指針となる計画として、平成 29(2017) 年3月に「筑西市環境基本計画」を策定し、市民・市民団体・事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。

一方で「筑西市環境基本計画」の策定と並行して、国際的な動向として、SDGs(持続可能な開発目標)や地球温暖化対策の枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しています。また、国内外において、地球温暖化が原因と考えられる気候変動や海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失等の複雑化、深刻化する環境問題に対し、環境負荷の低減に向けた更なる取組が求められています。

近年、地球温暖化を防止するため、脱炭素社会に向けた動きが加速するなか、国は令和 2(2020)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。本市では、令和 2(2020)年7月にゼロカーボンシティ宣言を共同表明し、令和 32(2050)年までに CO_2 の排出量実質ゼロをめざすことを宣言しました。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、「第2次筑西市環境基本計画」 を策定します。

(2) 計画の目的

本計画は、筑西市環境基本条例前文及び第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定するものです。

筑西市環境基本条例 (抜粋)

私たちのまち筑西市は、筑波山を望む広大な田園とそこを流れる鬼怒川・小貝川・ 五行川などの河川、緑豊かな里山・平地林などの潤いのある自然環境に恵まれ、商 業や工業の集積、豊かな農産物の生産、歴史的資源・伝統文化の継承など、茨城県 西地域において中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴い、環境問題が深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っているとともに、限りある環境資源の中で自然と人間が共生し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、筑西市における豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを 目的として、この条例を制定する。

第1条、第2条 省略

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
 - (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを享受できるよう、自然と人との共生を確保すること。
 - (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
 - (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

第4条~第7条 省略

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 筑西市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならな い。
 - 2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。

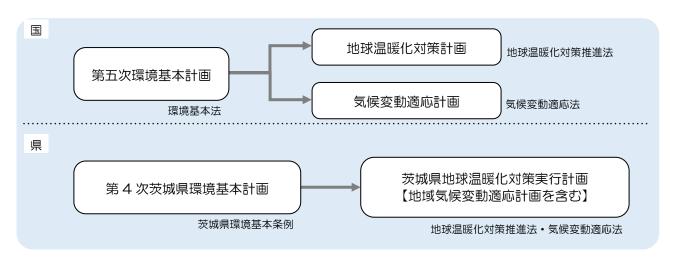
以下、省略

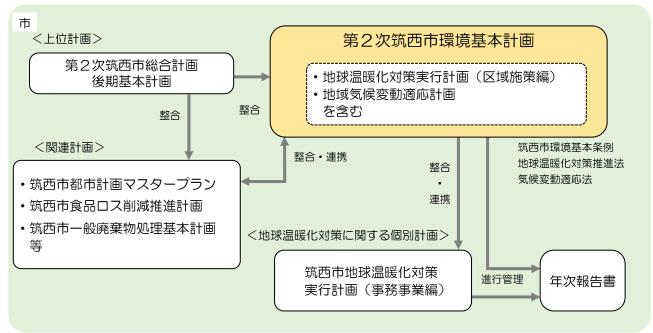
1.2 計画の位置づけと基本的事項

(1)計画の位置づけ

本計画は、筑西市総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画のなかで最も上位の計画であり、市の環境に関する施策を推進するうえで、その指針となるものです。

なお、本計画は国や県の関連法、各種計画などと整合を図ります。





(2)計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。現行の「筑西市環境基本計画」の計画期間については、終了していませんが、国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、10年間を計画期間とする「第2次筑西市環境基本計画」を策定するものです。

なお、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。



(3)計画の対象地域

本計画の対象地域は、筑西市全域とします。

本市だけでは解決できない環境問題に関しては、国、県、近隣市と連携して取り組みます。

(4) 計画の対象範囲

本計画では、里地里山や生物多様性などの「自然環境」、大気環境や水環境、廃棄物などの「生活環境・資源循環」、地球温暖化やエネルギー問題などの「地球環境」、環境への意識を向上させるための環境学習などの人づくりを行う「環境活動」を対象とします。

自然環境

生物(植物、動物)、生態系、 外来生物、河川・水辺、緑地、 農地、樹林地、自然暑観 など

生活環境・資源循環

大気、水質、地盤沈下・地下水 土壌、騒音、振動、悪臭 資源、廃棄物 など

環境活動

環境保全活動、 環境学習・環境教育 環境情報発信 など

地球環境

地球温暖化、気候の変動、 再生可能エネルギー<u>など</u>

(5) 計画の推進主体

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが主体的に環境を守り育むための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は次のようになります。

市民

日常生活に伴う環境負荷を認識し、その低減に努め、自然環境の保全と環境に優しいまちづくりに向けた行動を自ら積極的に行います。また、市が実施する施策に参加、協力します。

市民団体

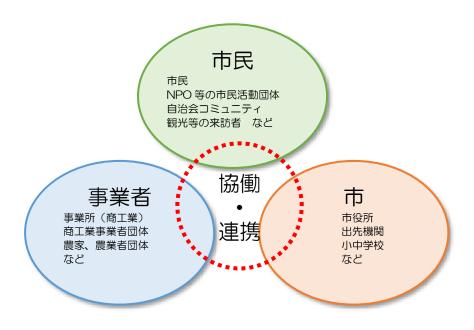
美化活動やリサイクル活動、自然環境の保全活動など、多岐にわたる主体的な行動により大きな役割を果たします。また、市が実施する施策に積極的に協力します。

事業者

事業活動に伴う環境負荷を認識し、自らの責任と負担において必要な措置を講じる 責務を有するとともに、環境負荷の低減に積極的に努めます。また、市が実施する施 策に積極的に協力します。

市

環境に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定し、自ら取り組むとともに、市民・市民団体・事業者と連携し、環境保全を推進します。広域的な問題に関しては、近隣市町、県、国との連携を図ります。



1.3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



第2章 環境の現状

2.1 環境を取り巻く社会情勢の変化

(1)持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」 (Sustainable Development Goals:サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ)は、略して SDGs (エス・ディー・ジーズ) と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和 12(2030)年までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれらに付随する 169のターゲットから構成されています。

SDGs は、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。また、17のゴールは互いに関連し合っており、1つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本市においても、SDGs の理念を踏まえたうえで、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて各種の施策に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE GOALS





































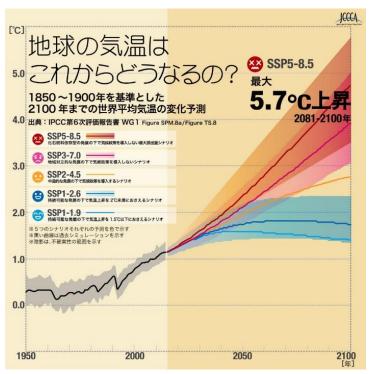
(2)地球温暖化対策の動向

■ 地球温暖化の現状

地球温暖化による気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えており、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつ等の影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康等への影響が数多く観測されています。

平成 27 (2015) 年の COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) において、気象災害や生態系等への世界全体のリスクを軽減するために、産業革命前と比較した世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える国際的な協定である「パリ協定」が採択されました。

また、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) が令和3 (2021) 年8月に発表した「IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、人間の活動の影響によって温暖化が進行していることは疑う余地がなく、このままでは令和12 (2030) 年頃に1.5℃の上昇に到達し、今世紀末までに最大5.7℃上昇することが予測されています。



出典:全国地球温暖化防止活動推進センター ホームページ

脱炭素社会に向けた動き

「パリ協定」の達成に向けて、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を、 令和 32 (2050) 年頃までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた動きが国際的に広がっています。

国も令和3(2021)年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向け挑戦し続け、2050年カーボンニュートラルの実現をめざすこととしています。

■ 再生可能エネルギーの広がり

カーボンニュートラルに向けた対策・施策において、太陽光や風力、バイオマスといった自然由来の再生可能エネルギーは、利用する際に温室効果ガスを排出せず、かつエネルギー自給率の向上にもつながることから大きな役割を担っています。

国は、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、電源構成に占める割合を令和 12(2030)年度までには36~38%程度まで引き上げることとしています。

■ ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和 2 年にゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和 32 (2050) 年までに、二酸化炭素(CO₂) の排出量実質ゼロをめざして取組を推進することとしています。目標の実現に向けて、一人ひとりが当事者意識を持ち、市民・事業者・市が一体となって持続可能な社会の構築に向けて取り組む必要があります。

(3)生物多様性への関心の高まり

■ 生物多様性の保全に向けた動き

平成 22 (2010) 年の COP10 (生物多様性条約第 10 回締約国会議) において「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は令和 2 (2020) 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する目標です。

なお、令和 2 (2020) 年 9 月に公表された評価によると、20 個の個別目標のうち、完全に達成されたものは1 つもないとされました。

令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。このなかで、生態系サービス(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、防災・減災効果、地域資源の創出等)を社会問題の解決や経済活動へ生かすことを主流化し、自然の機能を活用した持続可能な都市基盤であるグリーンインフラの整備を進めるといった社会変革が必要とされています。

また、令和3(2021)年6月のG7サミットにおいて、令和12(2030)年までに自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全すること等を日本も約束し、令和4(2022)年4月には環境省が目標達成の道筋として「30by30ロードマップ」を公表しました。

30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~

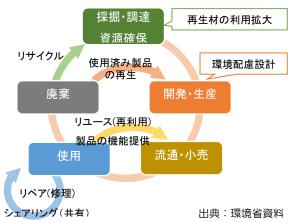


出典:環境省資料

(4) 資源循環・プラスチックごみ問題への対応

■ 循環型社会に向けた取組

これまでの大量生産・大量消費の「使い捨て型社会」から、「循環型社会」に転換するため、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供することによる「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」をめざすことが示されており、様々な取組が進められています。



■ プラスチックごみの削減

プラスチックは安価かつ丈夫で便利な素材であり、私たちの生活に大量に利用されています。一方で、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題となっています。

このようななか、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までにおけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するため、令和 4(2022)年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、環境に配慮したプラスチック製品を消費者が選択できるような方法や効果的な回収・リサイクルの仕組みづくりが進められています。

■ 食品ロスの削減

本来食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」と言い、日本では国民 1人が毎日お茶碗 1杯分に近い量の食料を捨てていると推計されています。日本は食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存するなかで大量の食品ロスが発生し、一方、世界でも人口の急増に伴う深刻な飢えや栄養不良の問題が存在するなかで大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGs においても重要な課題となっています。

わが国では、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和2(2020)年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されており、消費者・事業者・行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に取り組むことが求められています。

このようななか、本市の食品ロス削減に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、令和5(2023)年3月に「筑西市食品ロス削減推進計画」を策定し取組の展開を進めています。

(5) 新型コロナウイルス感染症

令和2(2020)年に世界で蔓延した新型コロナウイルス感染症により人やモノの 移動が制限された影響で、世界のエネルギー需要は大きく減少しました。

しかし、これらは経済活動の回復とともに、再び温室効果ガスの排出増加につながることが懸念されています。

さらに、内閣府では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い提唱された「新 しい生活様式」の実現などに向けて、地域で取り組むことが期待される政策分野を「地 域未来構想 20」として発表しました。

この構想では、強靭かつ自律的な地域の社会経済構築に向けて、取り組むことが期待される政策分野(行政 IT 化、3密対策、脱炭素社会への移行など)を例示しています。

本市においても本構想の考え方を踏まえて、持続可能であり強靭かつ自律的なまちづくりを行っていくことが求められています。

(6) 国・県の動向

ア) 国の第五次環境基本計画

平成 30(2018)年に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs の考え方を活用しながら、環境、経済、社会の統合的向上の具体化を進めるとしており、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が設定されています。

この計画では、めざすべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造を掲げており、 各地域が、資源・エネルギー・資金・人材等の地域資源を生かして自立・分散型の社 会を形成するとともに、近隣地域間で地域資源を融通し合うことで、地域の活力が最 大限に発揮されることをめざしています。



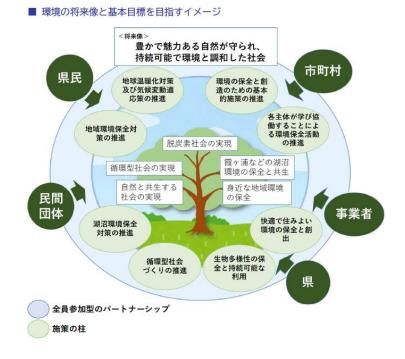
イ)茨城県環境基本計画、地球温暖化対策実行計画

■ 第4次茨城県環境基本計画

茨城県では、県環境基本条例第9条に定める、環境の保全と創造に関する基本的な計画として、「第4次茨城県環境基本計画」を令和5(2023)年3月に策定しました。

この計画では、環境の将来像「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」をめざし、次の5つの基本目標を掲げています。

- 脱炭素社会の実現
- ▶ 循環型社会の実現
- ▶ 自然と共生する社会の実現
- ▶ 霞ヶ浦などの湖沼環境の 保全と共生
- > 身近な地域環境の保全



■ 茨城県地球温暖化対策実行計画

茨城県では、「茨城県地球温暖化対策実行計画(カーボンニュートラル実現への挑戦)」を、前項の県環境基本計画と同時(令和5(2023)年3月)に策定しました。

本計画は、次のとおり位置づけられています。

- ▶ 「地球温暖化対策推進法」に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)
- ▶ 「地球温暖化対策推進法」に基づく促進区域の設定に関する県基準
- 「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画

計画期間は、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とし、目標年次における各部門別の温室効果ガス削減目標が示されています。

2.2 本市の概況

(1) 本市の位置と沿革

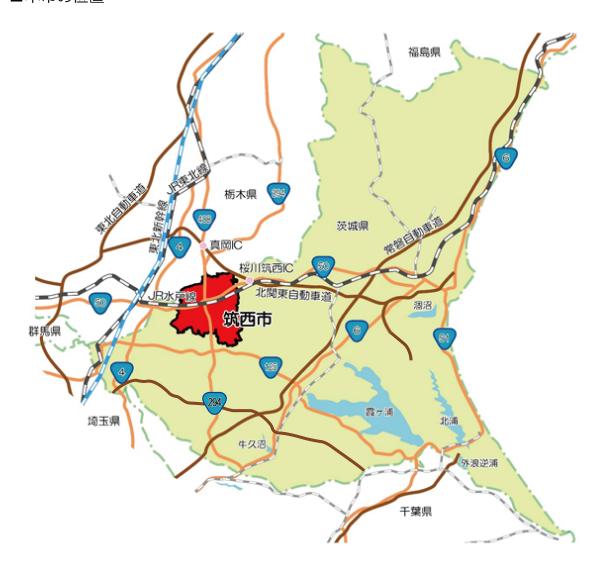
筑西市は、東京から北へ約70km、茨城県の西部に位置し、東西約15km、南北約20km、面積205.3km2の広がりを持っています。

南は下妻市及びつくば市、東は桜川市、西は結城市、八千代町及び栃木県小山市、北は栃木県真岡市に接しています。

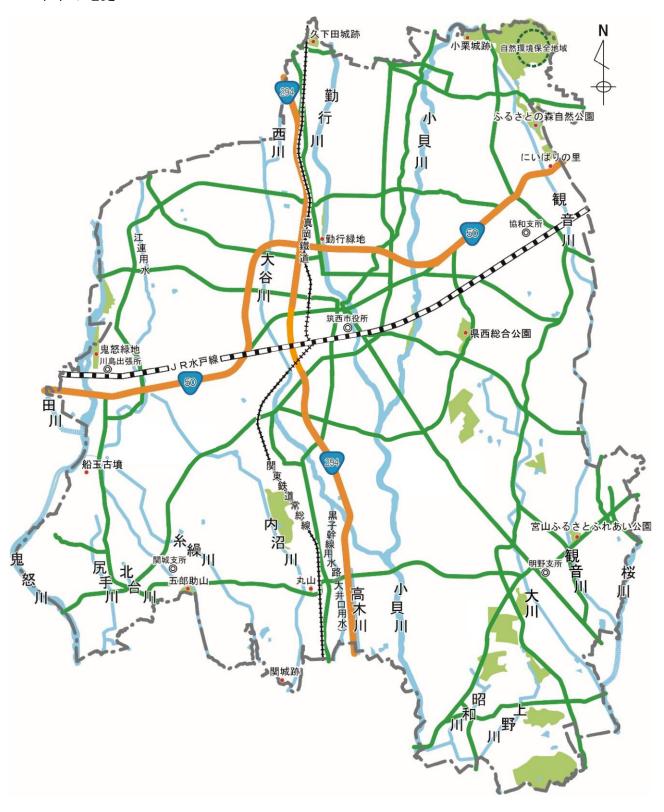
地形はおおむね平坦で、鬼怒川・小貝川などが南北に貫流し、肥沃な田園地帯を形成しています。

標高は、約 20m から 60m で、北部には、阿武隈山系の一部につながる丘陵地帯があり、その標高は約 200m となっています。

■本市の位置



■本市の地勢



(2) 気象

本市の気候は太平洋型の気候で、四季を通じて穏やかです。

気象については、年間降水量(10年間平均降水量)が約1,220mm、晴天率が50% 前後、風速は平均2m、降雪は少なくなっています。

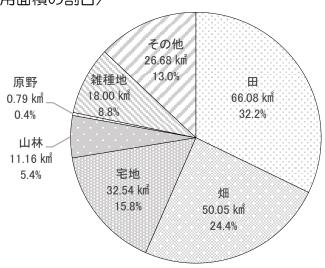
〈月別平均気温、月降水量の状況〉



(3) 土地利用

本市の地形は平坦であり、その土地利用は田畑が約6割を占め、次いで宅地となっています。また、山林は約5%と少ない状況です。

〈土地利用面積の割合〉



注) 令和4(2022) 年1月1日現在 出典: 土地に関する概要調書(資産税課)

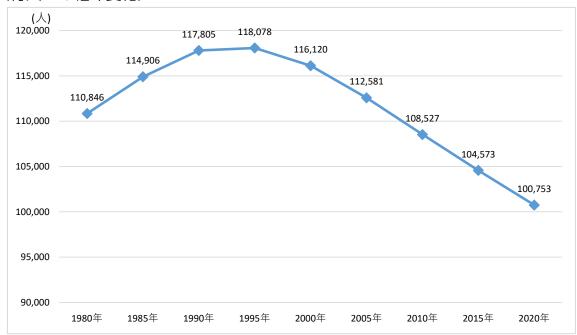
(4) 人口

■ 人口·世帯数

本市の人口は、平成7(1995)年の118,078人をピークに減少に転じ、合併時の平成17(2005)年は112,581人となり、その後も減少し令和2(2020)年には100,753人となっています。

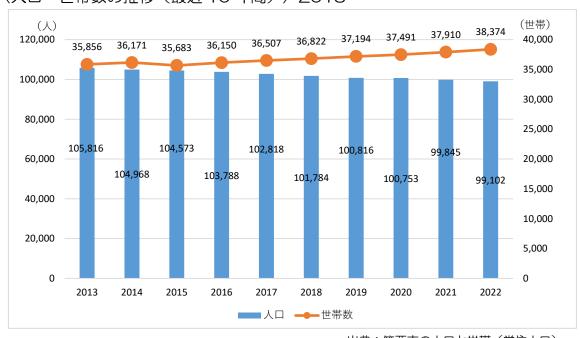
世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たりの構成人数は減少しています。

〈総人口の経年変化〉



出典:国勢調査

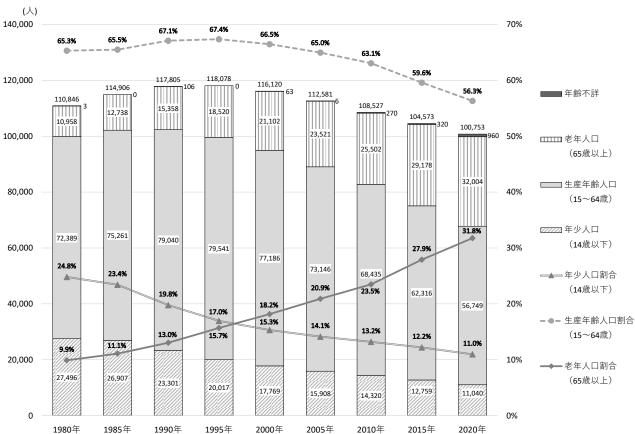
〈人口・世帯数の推移(最近 10 年間)〉 2013~



出典:筑西市の人口と世帯(常住人口)

■ 年齢3階層別人口

年齢3階層別人口をみると、年少人口(0~14歳)の割合は平成12(2000)年の15.3%から令和2(2020)年には11.0%と4.3ポイントの減少、老年人口(65歳以上)の割合は平成12(2000)年の18.2%から令和2(2020)年には31.8%と13.6ポイントの増加と、少子高齢化が進行しています。



〈年齢3階層別人口の推移〉

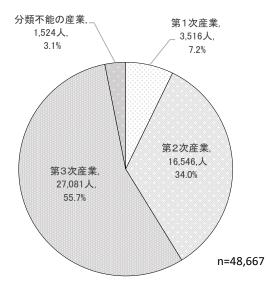
出典:国勢調査

(5) 産業構造

本市の産業別就業者数の割合は、サービス業などの第3次産業が最も多く約56%、 次いで第2次産業が約34%、第1次産業が約7%となっています。

なお、産業別では、卸・小売業、製造業、建設業の売上高が県内平均よりも大きく、 本市における主要な産業となっています。

■産業別就業者数の割合



出典:国勢調査(令和2(2020)年)

2.3 本市の環境の状況

(1) 自然環境

■ 里地里山

本市は、常総台地と鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、桜川の浸食によって形成された沖積低地の2つに分けられ、標高の高い山はなく、比較的平坦な土地となっています。市域には、古くから農業が営まれてきた田畑が広がり、寺社や史跡などの文化財が点在し、その周辺には社寺林や屋敷林が点在しています。

近年は、耕作放棄地や管理の行き届かない林の増加、太陽光発電設備の設置による里地里山の減少が見られます。

なお、蓬田本田の天満宮神社周辺一帯には、蓬田自然環境保全地域(茨城県指定、 面積 2.98ha)があり、神社有林に多くの植物の生育、動物の生息がみられます。

■ 生態系

本市の里地里山には、多くの動植物が生息・生育し、豊かな生物多様性が維持されています。また、近年では、河川の水質が改善されるとともに、環境に配慮した河川工事やサケの稚魚の放流活動などにより、サケの遡上が確認されています。

茨城県レッドデータブックによる本市及びその周辺の植物は、ヒトツバハギ、マツバニンジンなど 20 種を超える絶滅危惧種等が生育するとされています。また、動物についても、昆虫類のゲンゴロウ、ヤマトタマムシ、魚類のシマドジョウなど多くの絶滅危惧種等が生息するとされています。

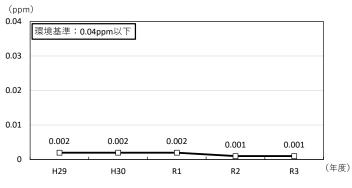
近年は、林や農地などの里地里山の開発や荒廃により、希少な動植物の生息・生育 域の減少がみられます。また、外来種などの影響により、その土地固有の生態系の衰 退が懸念されています。

(2) 生活環境

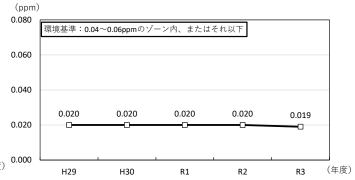
■ 大気環境

市内の筑西保健所に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、二酸化硫 黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダン トは満たしていません。光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物等が 太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成される物質で、全国的に環境基準を達 成していない傾向にあります。

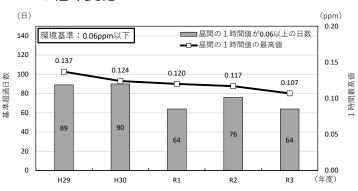
■二酸化硫黄濃度(1日平均値の年間 2%除外値)の経年変化



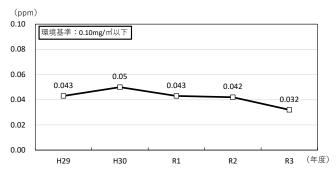
■二酸化窒素濃度(1日平均値の年間 98%値)の経年変化



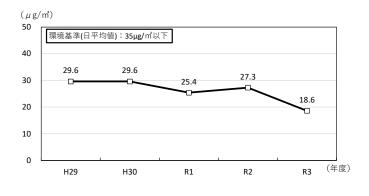
■光化学オキシダント濃度(昼間の1時間値の最高値)及び環境基準を超えた日数の経年変化



■浮遊粒子状物質濃度(1日平均値の年間 2%除外値)の経年変化



■微小粒子状物質濃度の経年変化



出典: 筑西市の環境

■ 水質汚濁

〈公共用水域〉

市域を流下する河川の水質は、本市及び関係する機関で定期的に水質調査を行っています。

水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)は、主要河川である鬼怒川、 五行川、小貝川で環境基準を満たしています。

■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化 (鬼怒川)

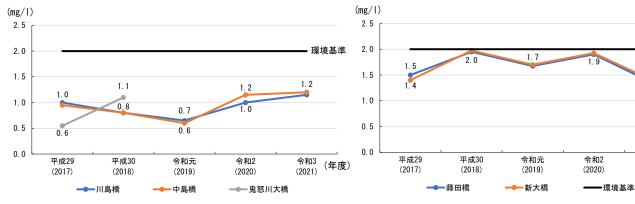
■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化 (五行川)

- 環境基準

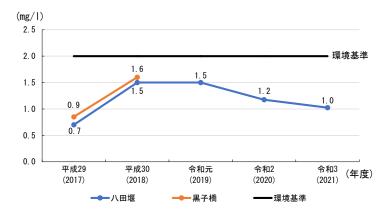
令和3

(2021)

(年度)



■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化 (小貝川)

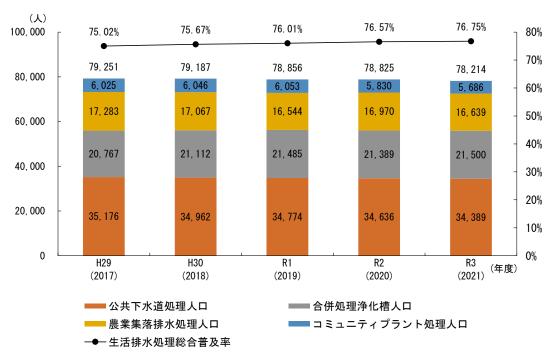


出典: 筑西市の環境

〈生活排水処理状況〉

生活排水処理施設の普及率は、年々上昇し令和3(2021)年度で76.75%となっています。

■生活排水処理総合普及率の推移



出典:筑西市の環境

■ 騒音

自動車騒音の常時監視として主要な道路沿道の騒音測定を行っています。

一般国道 50 号、294 号や主要地方道筑西つくば線などでは環境基準を超過する騒音レベルとなっています。

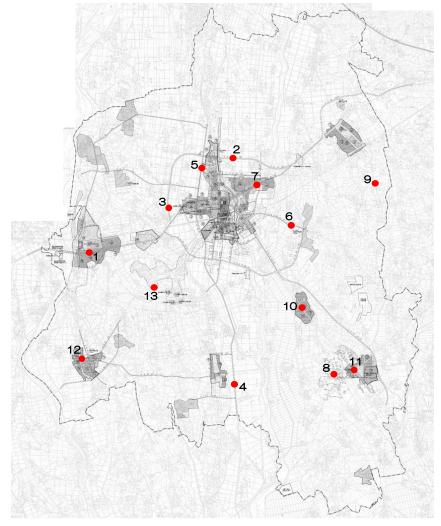
■自動車騒音常時監視結果

路線名		⊞木地占	調査	騒音レベル(dB)		環境基準(dB)	
始極石		調査地点	年度	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 50号	1	布川 1317-1	H29	62	62	70	65
	2	小林 194	H29	72	69	70	65
	3	笹塚	H30	64	67	70	65
一般国道 294 号	4	木戸 573	R2	73	70	70	65
	5	岡芹 2035	R3	71	70	70	65
(主)石岡筑西線	6	茂田 1320-5	H29	70	63	70	65
	7	横島 227	R1	69	66	70	65
(主)つくば真岡線	8	海老ヶ島 2120-7	H29	67	61	70	65
	9	下星谷 288-1	H30	70	64	70	65
(主)筑西つくば線	10	村田 1728	H30	70	67	70	65
	11	海老ヶ島 1300	R1	71	66	70	65
(主)結城下妻線	12	関本上中 227-4	R2	69	68	70	65
(主)筑西三和線	13	玉戸 1270-10	R3	65	62	70	65

- 注)・毎年度実施の自動車騒音常時監視による測定結果のうち、一般国道及び主要地方道の測定結果を整理しました。
 - ・騒音レベルの網掛けは、環境基準を超過していることを示します。

出典:筑西市の環境

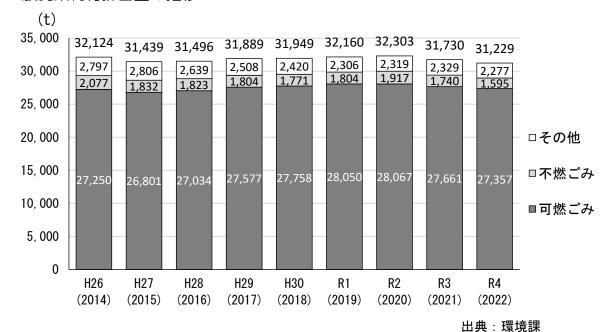
■騒音調査地点



(3)廃棄物

本市の一般廃棄物は、筑西広域市町村圏事務組合が所有する環境センターで処理を 行っています。環境センターで処理される本市の一般廃棄物の搬入量は、横ばいとなっています。

■一般廃棄物総排出量の推移



(参考:一般廃棄物排出量の内訳)

単位: t

										単位: t
	家庭系ごみ					事業系ごみ合計		合計	資源物	総排出量
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	(可燃+不燃+粗大)	貝/赤初	(可燃+不燃+粗大+資源)
H26	22,779	1,887	22	24,688	4,471	190	4,661	29,349	2,775	32,124
H27	22,419	1,654	21	24,094	4,382	178	4,560	28,654	2,785	31,439
H28	22,273	1,657	23	23,953	4,761	166	4,927	28,880	2,616	31,496
H29	22,540	1,639	23	24,202	5,037	165	5,202	29,404	2,485	31,889
H30	22,628	1,589	27	24,244	5,130	182	5,312	29,556	2,393	31,949
R1	23,077	1,665	31	24,773	4,973	139	5,112	29,885	2,275	32,160
R2	23,192	1,778	46	25,016	4,875	139	5,014	30,030	2,273	32,303
R3	22,851	1,628	54	24,533	4,810	112	4,922	29,455	2,275	31,730
R4	22,211	1,477	50	23,738	5,146	118	5,264	29,002	2,227	31,229

出典:環境課

(4) 地球環境

本市は、令和 2 (2020) 年にゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和 32 (2050) 年までに CO₂ の排出量実質ゼロをめざして取組を推進しています。

目標の実現に向けては、温室効果ガス排出量を抑制する再生可能エネルギーの導入を推進することが必要となりますが、一方で、太陽光発電設備等の設置にあたっては地域の生活環境や自然環境の保全等の面から無秩序な開発等を抑制していくことも重要です。本市では「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」(令和4年市条例第33号)を制定し、太陽光発電設備の設置及び管理に関し、発電出力10kW以上の太陽光発電設備を対象に、事前の許可申請、地域住民等への説明などの手続きを行い、災害の防止、生活環境の保全、自然環境の保護及び景観に配慮した適正な方法により、地域社会との調和を図ることとしています。

(5)環境保全活動の状況

筑西市では、公益的な活動を行っている各団体などの情報を「市民団体データベース」として公表しており、そのうち環境保全・自然保護に係る団体は 29 団体が登録されています。

2.4 環境に関する市民意識

(1) 意識調査の概要

■ 調査の目的・背景

筑西市では、市の環境に関する施策の指針を示す「筑西市環境基本計画」を平成 29 年度に 策定し、市の良好な環境を守るべく様々な施策の展開を図ってきました。

今回のアンケート調査は、次期計画となる「第2次環境基本計画」の策定を行うにあたり、 筑西市在住の小中学生を含む市民及び事業者を対象にして、前回アンケート調査をふまえ、「環 境」に関する満足度、意識等の実態を把握するために実施しました。

■ 調査の方法

ア 調査地域: 筑西市全域

イ 調査対象: ①筑西市に居住する 18 歳以上の市民 2,500 人を無作為に抽出

※居住地区別人口割合に合わせて、地区別にアンケート対象者を抽出

②筑西市を事業所所在地としている 100 事業者を無作為に抽出

③筑西市内の小学6年生及び中学3年生を対象

ウ 調査方法: ①市民及び事業者に対しては調査票に直接回答記入し、返信用封筒で返送

②小中学生に対しては学校ごとに調査票を送付し、学校ごとに回収

エ 調査時期: ①市民及び事業者 令和5(2023)年7月28日~8月13日

■ 回収状況

ア 配布数: ①市民…2,500件

②事業者…100件

③小中学生…1,602件〔小学生810件、中学生792件〕

イ 回収数: ①市民…790件(回収率31.6%)

②事業者…47件(回収率 47.0%)

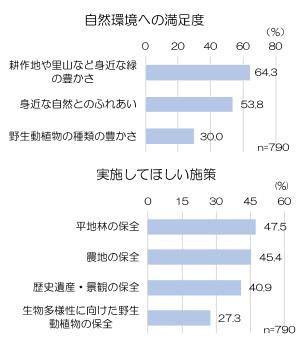
③小中学生…1,462件(回収率 91.3%)[小学生 95.6%、中学生 86.9%]

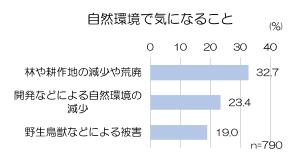
(2) 意識調査の結果

■ 自然環境への満足度

【市民】

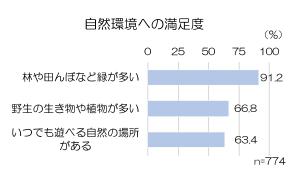
自然環境への満足度は「耕作地や里山など身近な緑の豊かさ」で 60%を超えています。自然環境で気になることは「林や耕作地の減少や荒廃」が最も高くなっています。

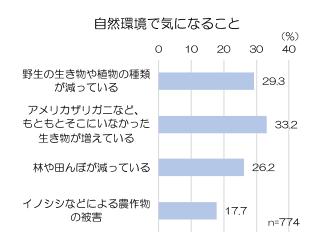




【小学生】

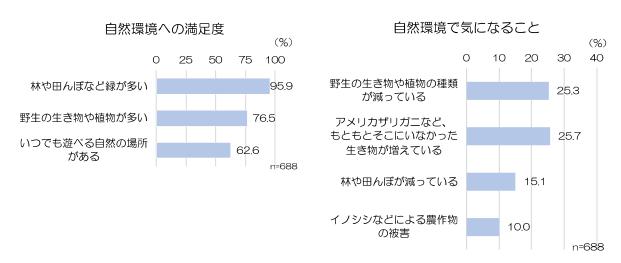
自然環境への満足度は「林や田んぼなど緑が多い」が約 90%となっています。自然環境で気になることは「アメリカザリガニなど、元々そこにいなかった生き物が増えている」が、30%を超えています。





【中学生】

自然環境への満足度は「林や田んぼなど緑が多い」が約95%となっています。自然環境で気になることは「アメリカザリガニなど、元々そこにいなかった生き物が増えている」「野生の生き物や植物の種類が減っている」が、25%を超えています。

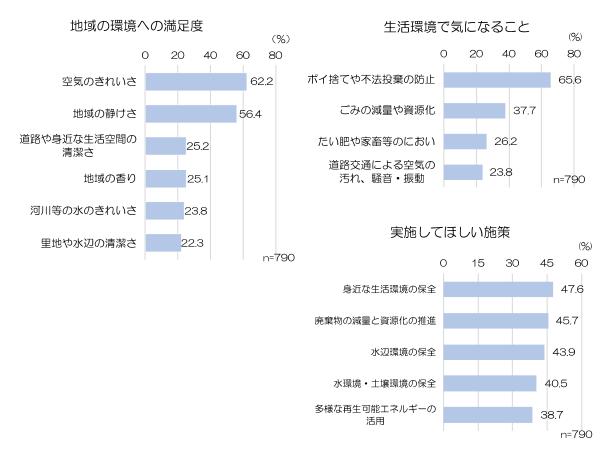


■ 地域の環境への満足度

【市民】

地域の環境への満足度は「空気のきれいさ」「地域の静けさ」で高くなっていますが「河川等の水のきれいさ」「里地や水辺の清潔さ」の満足度はやや低くなっています。

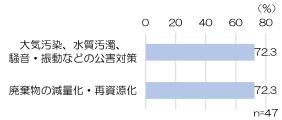
生活環境で気になることは「ポイ捨てや不法投棄の防止」が高くなっています。



【事業者】

環境保全に向け「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害対策」「廃棄物減量 化・再資源化」に多くの事業者が取り組んでいます。

事業活動での取り組み



【小学生】

地域の環境への満足度は「空気がきれい」「いやなにおいがしない」が50%を超え ています。

地域の環境で気になることとしては「ごみのポイ捨てによるまちの汚れ」が高くな っています。

(%)

80

n=774

58.0

40

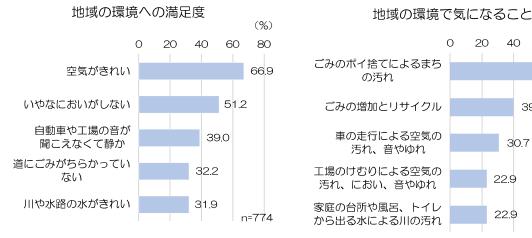
60

39.9

30.7

229

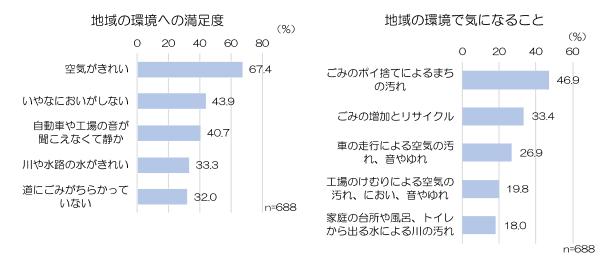
22.9



【中学生】

地域の環境への満足度は「空気がきれい」65%を超えています。

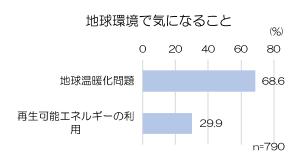
地域の環境で気になることとしては「ごみのポイ捨てによるまちの汚れ」が高くな っています。

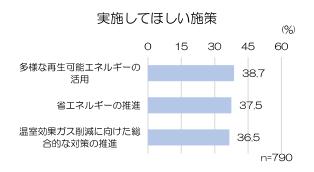


■ 地球環境で気になること

【市民】

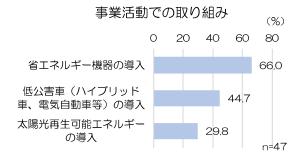
地球環境で気になることでは「地球温暖化問題」が高くなっています。 実施してほしい施策としては「多様な再生可能エネルギーの活用」が高くなっています。





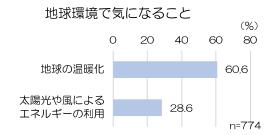
【事業者】

環境保全に向けた「省エネルギー機器の導入」は多くの事業者が取り組んでいます。



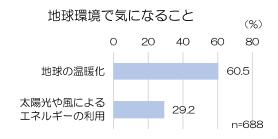
【小学生】

地球環境で気になることとしては「地球の温暖化」が高くなっています。



【中学生】

地球環境で気になることとしては「地球の温暖化」が高くなっています。





筑西市 SDGs ロゴマーク

筑西市を構成する、昭和の大合併前の 20 町村 の形がモチーフとなっています。

国連が定めた SDGs ロゴマークのイメージカラーを配色し、筑西市の SDGs 推進のシンボルとするものです。

第3章 計画の目標

3.1 本市の環境将来像

本市には、清らかで豊かな水が流れる河川、点在する緑豊かな林と実り豊かな田畑の里地里山が広がっています。人が手を加えることにより維持されてきた里地里山には、多くの動植物が生息・生育しています。

その一方、市街地が形成され、便利で快適な暮らしが営まれるとともに、多くの工場が生産活動を行う工業団地も形成されてきました。

本市に残る自然と人が共に暮らす心安らぐ環境を、将来にわたり引き継いでいかなければなりません。生活の利便性を確保しつつ、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷を低減した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。

環境の将来像

ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西

3.2 環境将来像実現のための基本目標と視点

環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』を実現するために、環境の現状や課題を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

基本目標1

里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

清らかで豊かな水と緑豊かな林や田畑の里地里山を保全し、そこで育まれる生物多様性を守りながら、自然との触れ合いの場を確保するまちをめざします。

基本目標2

身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

私たちの暮らしや事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、可能な限り環境負荷を低減したライフスタイルを実現し、再利用や再資源化など限られた資源を賢く使う資源が循環するまちをめざします。

基本目標3

地球温暖化の防止に向けて行動するまち

エネルギーや資源を無駄なく効率的に利用し、温室効果ガス排出量を抑制するライフスタイルを実現するとともに、多様な再生可能エネルギーを活用するまちをめざします。

基本目標4

環境を守る人を育むまち

市・市民団体・事業者の全てが主体となり、環境について学ぶ機会を通して、環境への関心や理解を深め、共に考え、連携し、積極的に環境を守る活動を実践していくまちをめざします。

第4章 基本目標の達成に向けた具体的な取組

4.1 具体的な施策の展開(施策の体系)

基本目標1 里地里山、ゆたかな水を守り育むまち ゆたかな水と緑と人が共生するまち 基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち 基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち 筑 西 基本目標4 環境を守る人を育むまち

平地林の保全

農地の保全

水辺環境の保全

生物多様性に向けた野生動植物の保全

歴史遺産・景観の保全























大気環境の保全

水環境・土壌環境の保全

化学物質対策の推進

身近な生活環境の保全

廃棄物の減量と資源化の推進

ごみのないまちづくりの推進















筑西市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 筑西市地域気候変動適応計画

地球にやさしい暮らしの推進

ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)に向けたまちづくりの推進

気候変動への適応















環境学習・環境教育の推進

環境情報の発信













4.2 基本目標ごとの具体的な取組(施策)

本市の環境の将来像『ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西』の実現に向け設定した、基本目標ごとの施策、市民・市民団体・事業者の取り組みを整理します。

また、施策の進捗を確認するため、基本目標ごとに指標を設定します。指標は、基本年次を令和6(2024)年度、目標年度を令和15(2033)年度とし、必要に応じて見直しを実施します。

※担当課は、令和6(2024)年4月現在の名称

基本目標1 里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

施策1-1 平地林の保全





現状と課題

本市の自然環境は、鬼怒川、小貝川、五行川、桜川などの河川、平地林、農地が一体となった里地里山に特徴づけられます。社寺林や屋敷林、雑木林などの平地林は、地域の歴史や文化、人々の暮らしを育むとともに、多くの動植物の生息・生育域となってきました。

これらの平地林は人の手により維持されてきましたが、活用し維持管理する人の減少などによる荒廃や宅地化などによる平地林の減少がみられます。さらに、近年では、太陽光発電事業などによる平地林の減少も懸念されています。

このため、平地林の適切な維持管理に取り組むとともに、平地林の所有者、従事者など当事者だけの問題ではなく、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

施策の方向性

平地林の減少や荒廃を抑え、適切な維持管理を当事者だけでなく、地域全体で取り組むことにより、森林資源を保全します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 県と連携した自然環境保全地域の管理	環境課
● 蓬田自然環境保全地域の樹林及び野生動物の生息地の適切	
な維持・管理	
(2) 社寺林や屋敷林、平地林の適切な維持・管理の促進	環境課
● 森林等の所有者に対する間伐、下刈り等の意識啓発、管理指	農政課
導、管理に係る支援	
(3) 林地開発の必要な手続きの指導	農政課
● 林地開発の必要な手続きの指導	
(4) 太陽光発電設備に係る条例の適正な運用	環境課
● 「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条	
例」の適正な運用による無秩序な施設の開発防止	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○所有する森林等の適切な管理を心がけ	○所有する森林等の適切な管理を心がけ
ましょう。	ましょう。
○身近な森林等の維持管理に協力しまし	○身近な森林等の維持管理に協力しまし
ょう。	ょう。
○地元間伐材商品の積極的な購入利用に	〇間伐材の活用、流通等に努めましょう。
努めましょう。	〇森林等の開発に際しては、必要な手続き
	を行い、環境に配慮しましょう。

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○平地林が持つ機能の理解に努めましょ	○太陽光発電設備の設置にあたっては、市
う。	条例を遵守し、適正な開発及び設置後の
	管理を行いましょう。

施策1-2 農地の保全













現状と課題

本市の農業は、筑波山の裾野に広がる広大な平野と複数の一級河川を有する大地と 水に恵まれた豊かな自然環境を基盤として、稲作や大豆・常陸秋そばなどの土地利用 型作物、こだますいか・梨・野菜・花きなどの園芸作物も盛んに生産され、特色ある 農業が展開されています。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に年々農家戸数、生産量及び農業産 出額の減少や遊休農地の増加など、産地の維持が懸念されています。

施策の方向性

農地は生産基盤であるとともに、多くの動植物の生息・生育域でもあります。農業 従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増加しています。

観光資源としての活用や農業の活性化により農地の保全を図るとともに、動植物の 生息・生育域を確保するため、環境にやさしい農業を推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 環境に配慮した農業の推進	農政課
● 有機栽培、減農薬栽培の取組促進による土壌環境の保全	
● 農業の有する国土の保全、多面的機能の発揮の促進	
(2) 農地周辺の動植物に配慮した水路などの整備の推進	ふるさと整備課
● 生物の生息・生育に配慮した農業用水利施設の補修・改修	
● 多面的機能支払交付金の活用による農業環境の維持・保全	
(3) 農産物の地産地消、農業に関わる新たな産業の推進	農政課
● 農産物、特産品のブランド化推進	学校給食課
● 加工品、販路拡大による農業の6次産業化の推進	
● 学校給食での地域の農作物の利用推進	
(4) 遊休農地の解消など農地利用の最適化の推進	農地調整課
● 遊休農地の発生防止・解消(農地パトロールによる遊休農地	
の調査実施、調査結果の情報提供)	
● 担い手への農地の集積・集約化	
(5) 太陽光発電設備に係る条例の適正な運用【再掲】	環境課
● 「筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条	
例」の適正な運用による施設の無秩序な開発防止	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○所有する農地の適切な管理を心がけま	〇所有する農地の適切な管理を心がけま
しょう。	しょう。
○農地周辺の整備や管理に協力しましょ	○農地周辺の整備や管理に協力しましょ
う。	う。
○環境に配慮した農業への取組に努めま	○環境に配慮した農業への取組に努めま
しょう。	しょう。
○地元産農産物の積極的な購入利用に努	〇農産物の地域での活用、流通等に努めま
めましょう。	しょう。
〇農地が持つ機能の理解に努めましょう。	〇農地の開発に際しては、必要な手続きを
	行い、環境に配慮しましょう。
	〇太陽光発電設備の設置にあたっては、市
	条例を遵守し、適正な開発及び設置後の
	管理を行いましょう。

施策1-3 水辺環境の保全









現状と課題

市内には、鬼怒川、小貝川、五行川などの多くの河川があり、私たちに安らぎを与えるとともに、その流域には多くの動植物が生息・生育しています。

本市では、これらの豊かな自然環境を守り、次世代に継承していくために、排水調査や監視指導などを実施し、市内の主要5河川での水質浄化に取り組むとともに、関係団体や流域自治会などの協力のもと、河川清掃など美しい自然を守り育てる活動を実施しています。また、鬼怒小貝漁業協同組合では、漁場環境の維持保全を図るため、定期的な河川清掃活動に取り組んでいます。

施策の方向性

動植物に配慮した水辺環境を整備するとともに、誰もが水と親しめる親水空間としての活用を推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 河川など自然環境の保全	道路建設課
● 国・県・関係団体に対する水辺の動植物に配慮した河川改	
修・治水対策の要望	
(2) 水とふれあえる親水空間の整備	道路建設課
● 鬼怒川・小貝川かわまちづくり事業によるサイクリングロ	
ード整備、リバースポット整備による親水空間の活用	
(3) 鮭が遡上する川の保全と活用	商工観光課
● 「鮭が帰ってくるまち」の PR	

	施策名•施策内容	担当課
	● 鮭の稚魚放流、採卵見学会等のイベントの支援	
	● 鮭の遡上に合わせた五行川の河川清掃の実施	
(4)	市民や市民団体との協働による水辺空間の管理と活用	道路建設課
	の推進	環境課
	● 河川の美化(清掃や花壇の整備など)、団体の活動支援と連携	
	● 国・市・NPO・自治会の4者による環境協力協定に基づく 母子島遊水地の維持管理	
(5)	国や県との連携による水辺空間の管理	道路建設課
	● 市内の河川沿川における地元自治会や事業者と協力した河 川美化活動の実施	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○河川等の美化活動などに参加しましょ	○河川や水路の動植物の生息・生育環境に
う。	配慮した多自然型川づくりに協力しま
○魚釣りや水遊びなどのレクリエーショ	しょう。
ンで水辺空間を活用しましょう。	○事業活動によって河川や水路を汚さな
○ごみの持ち帰りなど河川や水路を汚さ	いようにしましょう。
ないようにしましょう。	○水辺環境やその周辺の開発に際しては、
○自然観察会や生き物を守る環境保全活	必要な手続きを行い、環境に配慮しまし
動などに参加し、自然の大切さの理解に	ょう。
努めましょう。	

施策1-4 生物多様性に向けた野生動植物の保全







現状と課題

市内に残る里地里山や水辺空間には、多くの動植物が生息・生育しています。絶滅が危惧される動植物が私たちの身近に生息・生育していることを認識し、その環境を将来に引き継いでいかなければなりません。

また、近年、市内で確認されているアライグマやオオキンケイギクなどの外来生物については、本市の健全な生物多様性が脅かされているとともに、市民生活の快適性、安全性を損なう要因の一つとなっています。

施策の方向性

動植物の生息・生育域を保全していくため、市民が自然とふれあい、体験できる場の機会づくりなどを行います。

また、人為的な要因により持ち込まれた外来種などを把握し、適正な管理を推進します。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	希少動植物の生息・生育状況の把握・公表	環境課
	● 「茨城県版レッドデータブック」等を参考に、希少な動植物	
	などの生息・生育状況の把握及び公表	
(2)	自然とふれあい、共生する機会づくり	環境課
	● 自然観察会等の開催	
	● 市民団体等の自然観察会の開催の支援	
	● 小中学生による現地体験会など環境教育の場としての活用	
	● 身近な自然や生物の情報提供	
	● 植物の採取禁止やごみの持ち帰りなどマナー向上の周知・	
	啓発	
(3)	外来種などの把握と適切な管理の推進	環境課
	● 外来種の移入や拡大防止に向けた適正な情報や持ち込み禁	
	止措置等の周知・啓発	
	● 外来種のペット等の適正な飼育の指導・啓発	
	● アライグマ、アレチウリなど特定外来生物、アメリカザリガ	
	二など条件付特定外来生物の防除策の推進	
(4)	有害鳥獣対策の計画的な推進	農政課
	● 有害鳥獣の駆除による生活環境上の支障及び農作物の被害	
	防止	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○希少な動植物への理解、保全に努めまし	〇希少動植物の生息・生育域の開発に際し
ょう。	ては、必要な手続きを行い、環境に配慮
○野生動植物の調査や保全に協力しまし	しましょう。
ょう。	
○自然観察会や生き物を守る環境保全活	
動などに参加し、自然の大切さの理解に	
努めましょう。	
○むやみに野生動物を捕まえたり、植物を	
摘み取ったりしないようにしましょう。	
○野生動物の餌付けは行わないようにし	
ましょう。	
○外来種などの動植物を適切に飼育、管理	
しましょう。	

施策1-5 歴史遺産・景観の保全





現状と課題

市内に残る歴史遺産とその周辺の自然は、本市の原風景として優れた景観を形成し、まちに潤いを与えています。

本市では、国・県・市による文化財指定制度を活用し、文化財の保護に努めていますが、指定文化財以外にも地域の歴史をとどめる資源も多いことから、より幅の広い保護策が求められています。

施策の方向性

歴史遺産を私たちの共有財産とし、その周辺を含めた環境保全を推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 歴史遺産やその周辺の環境の整備と活用の推進	生涯学習課
● にいばりの里に所在する国指定史跡新治廃寺跡及び農業資	
料館の一体的な利活用の検討	
(2) 市民や市民団体との協働による環境の保全	環境課
● 市民団体と協働で取り組む環境保全	
(3) 文化資源の積極的な活用	生涯学習課
● 郷土学習の場としての積極的な活用	
(4) 良好なまちなかの景観づくり	まちづくり課
● 屋外広告物の適正な規制・誘導	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○地域の歴史遺産を学び、保全に協力しま	○地域の歴史遺産の保全に協力しましょ
しょう。	う。
○住宅を建てる場合には、周囲の景観に配	○事業所などを建設する場合には、周囲の
慮しましょう。	景観に配慮しましょう。

環境指標

基本目標1 里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

指標	現況値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和 15(2033)年度)
農地面積	11,100ha	11,100ha
耕作放棄地面積	46ha	40ha

基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

施策2-1 大気環境の保全









現状と課題

大気汚染とは、事業活動や自動車の使用など人間の活動に伴って排出される汚染物質により大気が汚染される現象をいいます。大気汚染物質には、固定発生源の工場・事業場等のボイラー等のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等と移動発生源である自動車などから排出される窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、さらに、これらの汚染物質が光化学反応を起こして生成される光化学オキシダント等があります。

大気汚染の状況を監視するため、茨城県の筑西局(筑西市二木成)において、二酸 化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの測定を随時行っていま す。

施策の方向性

大気環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。また、規制を遵守していても不快と感じる騒音・振動・悪臭などの発生源対策を事業者に啓発します。

道路を走行する車両からの環境負荷の低減に向け、道路の整備や公共交通機関の充実を図ります。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導	環境課
	● 大気汚染防止法、県環境保全条例に基づく工場、事業場への	
	規制、立ち入り調査	
(2)	光化学スモッグ注意報発令時の迅速な連絡	環境課
	● 光化学スモック注意報発令時の通報、注意喚起	
(3)	県と連携した微小粒子状物質などへの対応	環境課
	● 市民等への微小粒子状物質に係る情報提供、注意喚起	
(4)	野焼きの防止の指導	環境課
	● 野焼き防止の指導	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○ごみの野焼きは行わないようにしまし	○法令による規制基準を遵守し、環境負荷
ょう。	の低減に取り組みましょう。
〇光化学スモッグ注意報などの発令時に	○大気環境への負荷を低減する機器の利
は、屋外での活動は控えましょう。	用に努めましょう。
	〇光化学スモッグ注意報などの発令時に
	は、排出ガス低減などの適切な対策に努
	めましょう。

施策 2-2 水環境・土壌環境の保全













現状と課題

私たちの暮らしに欠かすことができない水は、そのほとんどが河川や地下水に頼っています。

水質汚濁とは、いろいろな汚濁物質が河川、湖沼、海域等の公共用水域に排水されることにより、最終的には人の健康や生活環境に良くない影響が生じてくる可能性のある汚染の状態をいいます。

本市内には鬼怒川・小貝川をはじめとする多数の河川及び農業用水路及び市街地水路があります。また、下館地区の一部及び明野地区・協和地区の大半が霞ヶ浦流域のため、公共用水域の監視が特に重要です。

地下水は一旦、過剰な採取が行われた場合、地下水の枯渇・地盤沈下といった大きな問題を生ずることとなります。茨城県生活環境の保全等に関する条例では、その発生を未然に防止するため、地盤沈下を発生させるおそれのある施設(吐出口の断面積が19cm²以上の揚水機)を設置する工場等を対象に届出義務などを規定しています。

施策の方向性

清澄な水を確保するため、水環境・土壌環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導	環境課
	● 水質汚濁防止法、県環境保全条例等に基づく工場、事業場へ	
	の規制、立ち入り調査	
(2)	公共用水域の水質監視	環境課
	● 公共用水域の水質測定監視	
(3)	公共下水道整備事業の計画的な推進と供用区域での	下水道課
	接続の推進	
	● 管路施設整備・更新事業の推進	

施策名•施策内容	担当課
(4) 農業集落排水施設の適切な管理	下水道課
● 農業集落排水施設接続支援事業の推進	
(5) 合併処理浄化槽の設置と適切な管理の推進	下水道課
● 浄化槽設置促進事業の推進	
(6) 農薬や肥料の適正な使用の推進	農政課
● 適正な農薬、肥料の使用の指導	
● 有機栽培、減農薬栽培の取組促進による土壌環境の保全	
(7) 県と連携した地下水水質の調査	環境課
● 有害物質等による地下水汚染状況調査(井戸水検査)	
● 産業廃棄物最終処分場のおける地下水観測井戸等の水質検	
査、周辺における地下水汚染検査	

·	
市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
〇ごみや汚れた水を流さないようにしま	○法令による規制基準を遵守し、環境負荷
しょう。	の低減に取り組みましょう。
○家庭の下水は、公共下水道や合併処理浄	○水環境や土壌環境への負荷を低減する
化槽などの生活排水処理施設を利用し、	機器の利用に努めましょう。
適切に管理しましょう。	○事業所の下水は、公共下水道や合併処理
○家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は	浄化槽などの生活排水処理施設を利用
適切に処理しましょう。	し、適切に管理しましょう。

施策2-3 化学物質対策の推進









現状と課題

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制として汚染土壌に係わる措置等を定めています。本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水質の底質を含む。)、土壌の汚染状況を監視しており環境基準を達成しています。

施策の方向性

ダイオキシン類やアスベストなどの発生源への法令や条例による遵守指導や放射性物質の監視を行います。

化学物質には未知なものもあり、それによる環境汚染が懸念される場合には、国や 県と連携し、市民に適切な情報を提供します。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	工場や事業場への法令や条例に基づく有害物質の規制	環境課
_	の徹底	
	● 法令や条例に基づく有害物質の規制	
(2)	有害物質の情報の提供	環境課
	● 農薬、化学物質、洗剤等の使用上における環境配慮の意識啓	
	発	
	● 化学物質や環境ホルモンに関する情報の収集及び提供	
(3)	工場や事業場へのダイオキシン類特別措置法に基づく指導	環境課
	● ダイオキシン類の測定監視	
(4)	国、県と連携した放射線に関する情報の提供	環境課
	● 国、県と連携した放射線に関する情報の提供	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○家庭菜園や緑化で使った農薬や肥料は	〇法令による規制を遵守しましょう。
適切に処理しましょう。	○有害物質などの流出対策を行いましょ
○ごみの野焼きは行わないようにしまし	う。
ょう。	○所有する焼却施設は適切に管理しまし
○ダイオキシン類やアスベストなど環境	ょう。
化学物質の理解に努めましょう。	









現状と課題

近年では、生活様式の多様化や地域のつながりの希薄化などを背景に、日常生活で 発生する騒音や振動、悪臭などの近隣公害が増加傾向にあります。

例えば、家庭生活から発生する騒音や深夜営業などの営業騒音、建設作業の騒音など多種多様な近隣騒音が問題となっています。

また、自動車騒音、振動については、道路構造や交通量等の変化に対応するため、 定期的に状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路 構造の見直しを行っていく必要があります。

また、本市における主な悪臭の発生源は、畜産農家や塗装工場等の事業所によるものが多く、特に家畜の排泄物(堆肥を含む)による苦情については、風向きに大きく左右され、悪臭被害が広範囲に広がることがあります。

施策の方向性

生活水準の向上により、今まで許容範囲だったものが苦情の対象となっています。 その内容は多岐にわたり、日常生活で発生する騒音やペットの鳴き声、ごみの野焼き などがあります。また、法の規制の対象とならない店舗や小規模な事業者が発生源と なるものも増えています。さらに、空き地や空き家の管理に関する問題も発生してい ます。

日常生活に起因することが周辺に影響を与えると認識するとともに、近隣への配慮を促すため、普及啓発を図ります。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	生活騒音・振動問題への注意喚起	環境課
	● 騒音規制法、振動規制法、県環境保全条例等に基づく工場・	水田農業振興課
	事業場、特定建設作業の規制	
	● 工場などからの騒音など生活環境の改善	
	● 農薬空中散布時の近隣住民への周知徹底の指導・啓発	
(2)	幹線道路沿道における騒音対策	環境課
	● 自動車騒音常時監視調査の実施	
	● 基準値を超過する場合の道路管理者等への騒音対策(舗装	
	改修、遮音壁等)の要請	
(3)	悪臭問題への注意喚起	環境課
	● 悪臭防止法、県環境保全条例等に基づく工場・事業場の規制	農政課
	● 工場などからの悪臭など生活環境の改善	
	● 畜産農家に対する臭気防止対策等の指導・啓発	
	● 堆肥の適切な保管、散布の啓発	
(4)	ペットのフンや鳴き声など、飼い方のマナーの意識啓発	環境課
	● ペット等の飼い方のマナーに関する啓発	

	施策名•施策内容	担当課
(5)	空き地や空き家の適切な維持管理の促進	環境課
	● 空き家の相談体制の整備による空き家化の予防・抑制	
	● 市民生活に悪影響を及ぼす空き家所有者に対する適正な管	
	理の指導	
	● 環境パトロールの実施、空き家バンクの運営	
	● 特定空き家等に対する措置、解体に対する支援	
	● 移住・定住の促進も視野に入れた空き家の積極的な利活用	
	の促進	
	● 空き地の適正な維持管理促進	
(6)	都市公園の整備と適正な管理	まちづくり課
	● 公園・緑地の整備・改修	
	● 公園等の草刈り・樹木枝払いなどの適正な管理	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
	○騒音、悪臭など、近隣に配慮した事業活
活を心がけましょう。	動を心がけましょう。
〇ごみの野焼きは行わないようにしまし	○所有する土地は、適切に維持管理しまし
ょう。	ょう。
〇ペットは適切に飼育しましょう。	○公園や街路樹の管理に協力しましょう。
〇所有する空き地や空き家は、適切に維持	
管理しましょう。	
○公園や街路樹の管理に協力しましょう。	

施策2-5 廃棄物の減量と資源化の推進













現状と課題

本市では、廃棄物処理の基本方針である「筑西市一般廃棄物処理基本計画」を策定 し、同計画に基づき廃棄物の減量化や再資源化に積極的に取り組んできました。

一般廃棄物の回収では、近年のライフスタイルの変化や自治会未加入により、集積 所を利用することができない世帯が存在しており、再生資源等の収集頻度については、 回数が少ない現状もあります。

また、自治会においては、再生資源の収集日に表示看板や回収袋等の準備及び撤去 作業を当番制により行っており、住民負担が生じていることもあることから、住民負 担が軽減される収集システムの再構築と、集積所を誰もが利用できるよう検討する必 要があります。

施策の方向性

ごみを減らし、資源を循環していくためには、市民一人ひとりが、ごみの発生抑制 (リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)という3Rを推進して いくことが大切です。そのため、市民・事業者のさらなる意識向上に向けた啓発や支 援を推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 発生抑制優先行動の推進	環境課
● クリーン作戦など、市民・事業者・市の協働によるごみ発	
生抑制の意識発揚	
● 3R 推進のための広報紙、啓発リーフレット、ホームペー	
ジなどの活用による啓発活動・情報提供の充実	
● 市民団体で行われる不用品交換会などのリユース事業の	
紹介	
● 生ごみの水切りによる減量効果の周知・啓発	
● 環境に貢献する事業所の紹介	
(2) 適正分別、再資源化(リサイクル)の推進	環境課
● ごみカレンダーやアプリなどの多言語化による排出や分	
別のルールの周知徹底	
● 地域と市の連携によるごみ出しルールの徹底	
● 一般家庭で不要となった小型家電の回収促進	
● いつでもリサイクルステーション活用による資源物回収	
の推進	
● 小売店舗におけるペットボトル、紙パック、トレイなどの	
店頭回収の推奨及び支援	
● 生ごみ処理機器の購入補助	

施策名・施策内容	担当課
(3) 事業系ごみの3Rの推進	環境課
● 事業者へのごみの自己管理の浸透に向けた啓発	
● 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の分別排出区分について排出 事業所への周知徹底	
● 分別排出の徹底による危険物や可燃性廃棄物等を原因と	块块砾
する事故の防止	
● 環境センターにおける適正処理困難物指定品目の周知	
(5) 計画推進のための基盤整備	環境課
● 一般廃棄物処理基本計画における減量目標及び取組施策	
の進捗状況の把握・公表	
● 環境センターや県、周辺自治体との連携強化	
●一般廃棄物の再資源化を推進するなど循環型社会に適合	
する処理システムの構築	
(6) 食品ロスの削減推進(「筑西市食品ロス削減推進計画」に基づ	環境課
< 取組)	
● 食品ロスの削減に向けた市民等への普及啓発	
● 食品関連事業者等の食品ロスの削減に向けた取組に対す	
る支援	
● 食品ロスに関する実態調査並びに情報の収集	
● 生ごみの再生利用の推進	
● 未利用食品を提供するための活動の支援等	
● 多様な主体との連携	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○生ごみを減らすため、生ごみ処理機器を	○ごみを減らすため、事業活動を見直しま
利用しましょう。	しょう。
○買い物には、マイバッグを持参しましょ	○事業活動によるごみの分別を徹底しま
う。	しょう。
〇ごみを減らすため、日常生活を見直しま	○ごみの減量化や資源化に向けた市の施
しょう。	策に協力しましょう。
〇ごみの分別を徹底しましょう。	〇小売店舗においては資源物の店頭回収
○資源物の店頭回収など再資源化に協力	に協力しましょう。
しましょう。	○食品関連業者においては食品ロス削減
○家庭における食品ロス削減に向けた購	の取組に協力しましょう。
入利用を行いましょう。	
○家庭で使いきれない未利用食品を持ち	
寄り、有効活用する活動に協力しましょ	
う。	

施策 2-6 ごみのないまちづくりの推進









現状と課題

市民意識調査のなかで「ポイ捨てや不法投棄の防止」は最も関心が高く、最も優先すべき施策に「ごみのないまちづくりの推進」が挙げられました。

市民との協働による美化活動や市内の河川や山林などへのごみの不法投棄や集積所への不適正な排出を防ぎ、不法投棄対策を積極的に講じていくことが求められています。

施策の方向性

不法投棄やごみのポイ捨てをなくすため、監視体制を強化していくとともに、ごみ を捨てにくいまちづくりを推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 市民や市民団体との協働による美化活動の推進	環境課
● 河川の美化 (清掃や花壇の整備など)、団体の活動支援と連携	
● 市内の河川沿川における地元自治会や事業者と協力した河 川美化活動の実施【再掲】	
(2) ごみを捨てにくいまちづくりの推進	環境課
● ポイ捨て防止の看板の設置、チラシ・広報紙などの活用による啓発	
● ペットのふんの持ち帰りや飼育場のマナーの普及啓発● 雑草などの繁茂した空き地の適正な管理の指導	
● 市民生活に悪影響を及ぼす空き家所有者に対する適正な管理の指導	
● 土地所有者等へ防護柵やネットの設置などによる不法投棄 されない環境づくりの啓発・指導	
● 道路沿いの雑草の適正な管理による景観保全とポイ捨て防止の推進	
(3) 不法投棄防止に向けたまちづくりの推進	環境課
● 県や地域住民との連携、パトロールの強化、意識啓発等の取 組によるごみの不法投棄の防止	

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○各種団体で実施する美化活動に積極的	○各種団体で実施する美化活動に積極的
に参加しましょう。	に参加しましょう。
○ごみのポイ捨てや不法投棄を行わない	〇法令を遵守し、不法投棄を行わないよう
ようにしましょう。	にしましょう。

環境指標

基本目標2 身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

指標		現況値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和 15(2033)年度)	
大気汚染物質 達成率	に係る環境基準の			
二酸化硫	黄	100%	100%	
二酸化窒	素	100%	100%	
浮遊粒子	状物質	100%	100%	
騒音に係る環境 面的評価	境基準の達成率	92.4%	100%	
主要 5 河川の	環境基準達成率 BOD 5行川、大谷川、糸繰川	100%	100%	
生活排水処理	率	77.26%	91%	
資源ごみのリー (収集ベース)		8.7%/年	13.0%/年 ※令和 12 (2030) 年度	
1人1日あた家庭ごみ排出	=	703g/年	630g/年 ※令和 12 (2030) 年度	

基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち

筑西市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 筑西市地域気候変動適応計画

(1)計画の概要

■ 計画の背景と目的

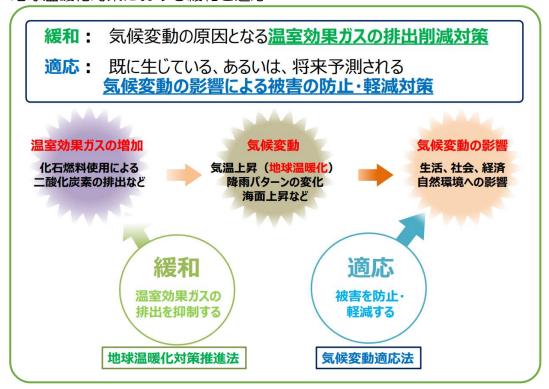
前掲「2.1 環境を取り巻く社会情勢の変化」に述べたように、地球温暖化問題への対応は、避けることのできない喫緊の課題となっています。

本市においても、脱炭素社会の実現に向けて、2020(令和2)年にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050(令和32)年までに、二酸化炭素(CO₂)の排出量実質ゼロをめざして取組を推進することとしました。

また、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響に対応して、被害を防止・軽減するための対策は「適応策」と呼ばれ、市の経済的社会的状況に応じた対応が求められています。

そこで、基本目標3では、市域の温室効果ガスの排出実態、削減目標、市民・事業者・市の各主体が取り組む緩和策と適応策を示す「地方公共団体実行計画(区域施策編)」と「地域気候変動適応計画」を含む計画として策定します。

■地球温暖化対策における緩和と適応



出典:環境省「気候変動適応法と気候変動適応計画について」

■ 計画の期間

本計画の期間は、「第2次筑西市環境基本計画」と同様に2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。

長期的には、2050(令和32)年度までのカーボンニュートラル実現を長期目標として見据えます。また、基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」と県の「茨城県地球温暖化対策実行計画」に合わせ、2013(平成25)年度とします。

国の目標の改定や関連する係数の変更など、必要が認められた場合には見直しを行うこととします。



対象とする温室効果ガス

人間活動によって増加した主な温室効果ガスは CO_2 です。地球温暖化対策推進法第 2条に定められた削減の対象となる温室効果ガスは、 CO_2 以外に、 CH_4 (メタン)、 N_2O (一酸化二窒素)、代替フロン等 4 ガスがあります。

本計画では全てのガスを削減の対象としますが、CO₂以外の温室効果ガスは、市域における排出がほとんどないと見込まれることから、本計画では本市の温室効果ガス排出量の推計及び削減目標割合には含めないこととします。

■本計画の温室効果ガス排出量推計の対象となる部門

利	重類	概要
СС)2(二酸化炭素)	化石燃料の燃焼や、廃棄物の焼却などから排出されます。電気の使用も、 火力発電所での燃料の使用につながるため、排出の大きな要因です。
СН	l ₄ (メタン)	化石燃料の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。また、水田や家畜の腸内発酵・ふん尿からも排出されます。
N ₂ (O(一酸化二窒素)	化石燃料の燃焼などによって排出されます。自動車の排気ガス、清掃工場の排出ガスなどに含まれます。その他、家畜のふんや尿などからも排出されます。
代	HFCs(ハイドロフ ルオロカーボン類)	フロンの代わりにオゾン層を破壊しないガスとして、冷蔵庫・エアコン・ カーエアコンなどの冷媒、スプレー等エアゾール製品の噴射剤、発泡・ 断熱材製造などに用いられています。
代替フロン	PFCs(パーフルオ ロカーボン類)	電子部品等洗浄や半導体製造工程で用いられています。
ン 等	SF ₆ (六ふっ化硫黄)	変圧器等の電気機械器具に封入されている電気絶縁ガスや半導体製造工 程で用いられています。
	NF ₃ (三ふっ化窒素)	半導体製造工程で用いられています。

■ 対象とする部門

本計画で温室効果ガス排出量の推計対象とする排出部門は、産業部門、家庭部門、 業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の5つの部門とし、部門別に推計を行います。各 部門が対象とする業種や排出活動は下表のとおりです。

■本計画の温室効果ガス排出量推計の対象となる部門

種類	概要
産業	第1次産業(農業、林業)及び第2次産業(製造業、鉱業、建設業)の工場や事業所内(建設現場や農地も含む)において、生産活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。 なお、工場・事業所の社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上するものとし、独立して立地する本社事務所や研究所等は業務部門で計上します。
家庭	各家庭の住宅内において、電力やガス等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。 なお、自家用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。
業務	第3次産業(小売業、医療、教育、情報通信、飲食、宿泊等のサービス業や行政機関)の店舗や庁舎等において、事業活動等のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。 なお、社用車や公共交通機関の利用等は運輸部門で計上します。
運輸	自家用車、社用車、バスやタクシー等の旅客自動車、トラック等の貨物自動車、鉄道 のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。
廃棄物	家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量を対象としています。

注)上表において、産業、家庭、業務、運輸の各部門は、エネルギー(電気や熱、燃料)の消費に伴って排出されることから「エネルギー起源 CO₂」、これ以外の廃棄物部門は、廃棄物の焼却処分や原燃料使用等に伴って排出されることから「非エネルギー起源 CO₂」と分類される場合があります。

■温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの発生状況を「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編、算定手法編)」(令和5年3月、環境省大臣官房地域政策課)に示される算定手法に準拠し、温室効果ガス排出量を算定しました。

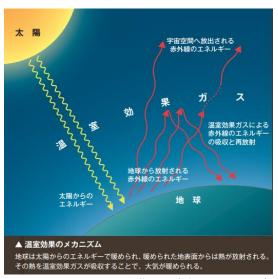
(2) 地球温暖化・気候変動の現状と課題

■ 地球温暖化とは

地球温暖化は、地球規模という空間的広がりと ■地球温暖化のメカニズム 将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大き な環境問題です。

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖め られた地表面からは熱が放射されます。その熱を 温室効果ガスが吸収することで大気が暖められま す。したがって、温室効果ガスは生物が生存する ための気温を維持するために不可欠なものです。

しかしながら、産業革命以降、人間は石油や石 炭等の化石燃料を大量に燃やして使用すること で、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加さ せ、この結果、温室効果ガスがこれまでよりも強 くなり、地表面温度が上昇しています。これを 「地球温暖化」と呼んでいます。

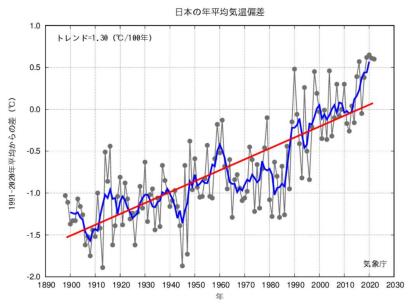


出典:環境省ホームページ

地球温暖化の主な原因は、人為起源の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加である ことが明らかになっており、2021(令和3)年8月に公表された「気候変動に関す る政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、世界平均気 温は工業化前と比べて約1℃上昇し、今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けれ ば、今世紀末には最大で5.7℃上昇することが予測されています。

日本においても地球温暖化の影響が観測されており、年平均気温は、長期的にみる と 100 年当たり 1.30℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温とな る年が頻出しています。

■日本の年平均気温偏差の経年変化



細線(里):各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青):偏差の5年移動平均値、直線(赤):長期変化傾向。 基準値は1991~2020年の30年平均値。

出典:気象庁ホームページ

■ 国・県の温室効果ガス削減の目標

ア国の削減目標

国においては、前掲「2.1環境を取り巻く社会情勢の変化」に述べたように、2021 (令和3)年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することをめざし、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けていくことが明記されました。

0% 1,400 1,200 トンco,換算] -20% ● 旧2030年度目標 1,000 (2013年度比26%減) -40% 800 新2030年度目標 [百万] (2013年度比46%減) 600 -60% 排出量 400 -80% 200 2050年度目標 (排出ゼロ) 0 -100%

2020

■国の温室効果ガス排出削減目標

出典:国立環境研究所、地球環境研究センターニュース 2021年7月号 Vol. 32 No. 4

2030

2040

2050

イ 茨城県の削減目標

1990

2000

2010

茨城県では、「茨城県地球温暖化対策実行計画(カーボンニュートラル実現への挑戦)」 を、2023(令和5)年3月に策定しました。

このなかで、目標年次(2030年度)における部門別の温室効果ガス削減目標は、 下表のとおりとなっています。

茨城県では、各部門の削減目標を掲げており、全部門の削減目標は示していませんが、全体では42%の削減目標となります。

	基準年度(2	2013年度)	目標年度(2	2030年度)	2030 年度
部門	排出量	排出量		推出い	削減率
	(千 t-CO ₂)	構成比	(千 t-CO ₂)	構成比	対 2013 年度比
産業部門	30,723	63.7%	19,048	67.9%	38%
業務部門	4,893	10.1%	2,397	8.5%	51%
家庭部門	4,638	9.6%	1,577	5.6%	66%
運輸部門	6,622	13.7%	4,304	15.3%	35%
エネルギー転換部門	1,359	2.8%	720	2.6%	47%
計	48,235	100.0%	28,046	100.0%	42%

表 茨城県における温室効果ガス削減目標(二酸化炭素)

注) 茨城県地球温暖化対策実行計画 (茨城県、令和5年3月) p. 28 より作表

■ 筑西市における温室効果ガス排出量の推移

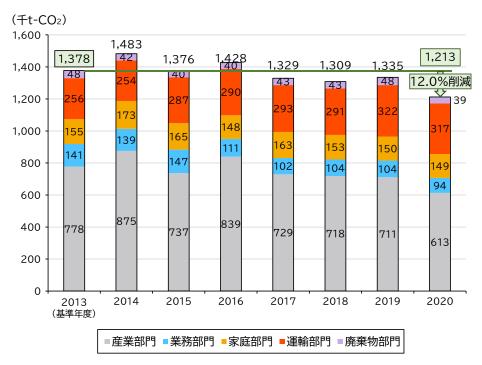
本市における 2013 (平成 25) 年度から 2020 (令和 2) 年度の過去 8 年間の温室効果ガス排出量の推移をみると、2014 (平成 26) 年度の 1,483 千 t-CO₂ をピークに減少傾向となっており、2020 (令和 2) 年度では 1,213 千 t-CO₂ となっています。

基準となる 2013 (平成 25) 年度と 2020 (令和 2) 年度を分野別に比較すると、 産業部門では 21.2%の減少、業務部門では 33.3%の減少、家庭部門では 3.9%の減少、運輸部門では 23.9%の増加、廃棄物部門では 17.3%の減少となっています。温室効果ガス全体としては、12.0%の減少となっています。

■筑西市温室効果ガス排出量の推移

		二酸化炭素排出量 [千 t-CO ₂]							
		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
産業部門	製造業	740	834	695	799	689	682	676	570
	建設業	11	11	11	9	10	8	7	10
	農林水産業	27	30	31	31	30	28	28	33
	産業部門 計	778	875	737	839	729	718	711	613
業務部門		141	139	147	111	102	104	104	94
家庭部門		155	173	165	148	163	153	150	149
運輸部門	旅客自動車	152	149	176	177	177	175	186	182
	貨物自動車	99	100	106	108	111	111	131	131
	鉄道	5	5	5	5	5	5	5	4
	運輸部門 計	256	254	287	290	293	291	322	317
廃棄物部門		48	42	40	40	43	43	48	39
総CO ₂		1, 378	1, 483	1, 376	1, 428	1, 329	1, 309	1, 335	1, 213

■筑西市温室効果ガス排出量の推移

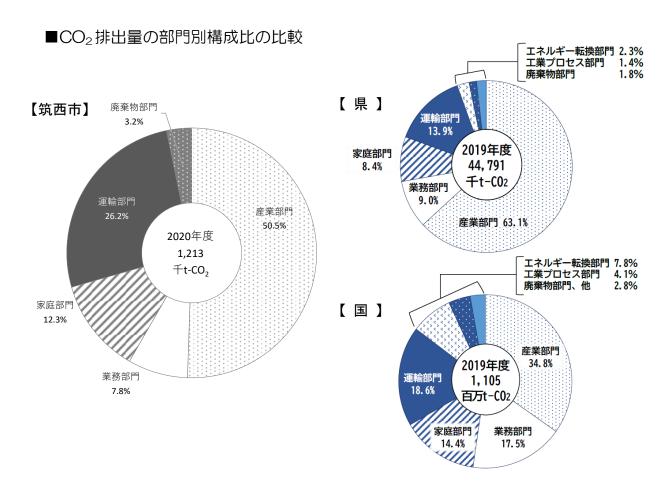


■ 部門別温室効果ガス排出量の特徴

筑西市の二酸化炭素(CO₂)の部門別排出量は、産業部門が全体の50.5%を占め、次いで運輸部門(26.2%)、家庭部門(12.3%)、業務部門(7.8%)の順となっています。

産業部門について国や県と比較すると、茨城県は鹿島臨海工業地帯などを有しており 63.1%と高く、国では34.8%となっており、筑西市ではその中間程度となっています。

運輸部門では国や県と比較すると高くなっていますが、これは県内の他市町村と比較して旅客自動車における人口あたりの保有台数等が多いためと考えられます。



■ 筑西市における温室効果ガス削減の目標

本市における温室効果ガス削減の目標は、本市のゼロカーボンシティ宣言や国、県の動向も踏まえ、環境基本計画の目標年次である 10 年後(2033 年)に、基準年度 2013 年度の約 46%削減、長期的には 2050 年度に実質排出量ゼロをめざす目標とします。

筑西市の温室効果ガス排出量の削減目標

2050(令和32)年度に実質排出量ゼロをめざし、 目標年次 2033(令和15)年度温室効果ガス排出量を 基準年度 2013(平成25)年度に比べ約46%削減します

■筑西市における温室効果ガス排出量の削減目標



施策3-1 地球にやさしい暮らしの推進











現状と課題

私たちの便利で快適な暮らしは、化石燃料により得られる多くのエネルギーにより 支えられています。限りある資源を有効に活用し、温室効果ガスの排出量を抑制する ため、日常生活でのエネルギーの消費を抑制したライフスタイルや、事業活動におけ る省エネルギーに向けた取組が求められています。

施策の方向性

本市の 2020 (令和 2) 年度における二酸化炭素排出量は約 1,213 千 t -CO₂となっており、基準年度である 2013 (平成 25) 年度と比較して約 12%削減されていますが、2033 年度における 2013 年度比約 46%削減目標値は約 744 千 t -CO₂となっており、2020 年度から、さらに約 469 千 t -CO₂の削減が必要となるため、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」について、より一層の推進が求められます。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 省エネルギー活動の普及啓発	環境課
● 省エネルギーに向けたライフスタイルの情報提供(家庭で	1
実践できる省エネ行動や効果に関する情報提供)	
● いばらきエコスタイルの普及促進(家庭や職場における自	
主的かつ積極的な省エネへの取組)	
● 事業所等における省エネルギー診断の推進	
(2) 省エネルギー活動の促進	農政課
● 農産物の地産地消の促進	環境課
● ISO14001 や茨城エコ事業所登録などの環境マネジメン	
トシステムの普及促進	
(3) 住宅・建築物の省エネルギー化	環境課
● 家庭用蓄電システムの設置支援	
● LED 照明など省エネルギー型設備の普及啓発	
● 省エネ家電製品買換えの支援	
● 長期優良住宅、エコハウス、ネット・ゼロ・エネルギー住宅	
(ZEH)、リサイクル建材等の情報収集及び啓発	
(4) 公共施設における率先した省エネルギー活動の推進	環境課
● 公共施設の設備更新時における LED 照明等の省エネルギ	管財課
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
● 「筑西市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと

- 製品やサービスの購入時の CO2 排出量 表示など、CO2の見える化を活用し、 CO2削減に取り組みましょう。
- ○使用していない家電のコンセントを抜| いたり、冷暖房の設定を適切に管理した を減らしましょう。
- ○家電の購入や設備の導入の際は、省エネ 製品や省エネ設備を選択しましょう。

事業者が取り組むこと

- 〇日常生活における CO2 排出量の把握や 〇製品やサービスに CO2 排出量表示な ど、環境ラベルを取り入れ、CO。の見え る化の活用に協力しましょう。
 - ○事業活動における燃料及び電力使用量 を認識し、CO2削減に取り組みましょ う。
 - りし、日常生活での電気やガスの使用量|OISO14001 や茨城エコ事業所登録など の環境マネジメントシステムを取得し ましょう。
 - ○事業活動での省エネルギーに取り組み ましょう。
 - ○設備の購入時には、省エネルギー型機器 を選びましょう。

ゼロカーボンシティ(脱炭素社会)に向けたまちづくりの推進 施策 3 - 2

現状と課題











地球温暖化などの環境問題に関する課題を検討するうえで、環境負荷の少ない都市 空間をめざすことは重要な施策の一つとなります。そのためには、脱炭素化に向け、 自動車から排出される二酸化炭素排出量を削減するため、個人の自家用乗用車の利用 を減らし、人の移動を公共交通利用の環境にやさしい移動へと転換していく必要があ ります。

環境にやさしい移動の推進のためには、公共施設や鉄道駅の周辺など、市街地にお ける人々の生活や活動を支える拠点となるべき地区への各種都市機能(医療・福祉・ 子育て支援・教育文化・商業等)の集約を促進するとともに、生活利便性の高い都市 構造への転換が必要となります。

施策の方向性

私たちの暮らしを支えるエネルギーの多くは、化石燃料から得ています。

化石燃料の8割以上は、海外からの輸入に頼っています。化石燃料の消費は、温室 効果ガスである二酸化炭素の排出に繋がり、地球温暖化問題にも大きな影響を与えて います。

そこで、化石燃料に頼らないエネルギーを確保し、エネルギーの地産地消に向け、 再生可能エネルギーの普及を促進します。

近年、住宅用太陽光発電システムの導入は進んでいますが、それ以外の再生可能工 ネルギーの情報を提供し、普及を促進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 再生可能エネルギー導入の普及促進 ● 再生可能エネルギー導入の理解促進(広報、環境学習、イベントなど) ● 各家庭における太陽光発電システム等の導入促進	環境課
● 建物や空地などを活用した適切な太陽光発電システム導入 促進	Mr. D. L (D.
(2) 公共施設における率先した脱炭素化の推進● 公共施設又は公用施設のネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) 基準への適合、省エネルギー改修● 公共施設における多様な再生可能エネルギーの導入	管財課
(3) エコドライブやアイドリングストップの普及啓発(環境負荷の少ない自動車利用促進) ● 市民等へのエコドライブやアイドリングストップの情報提供及び普及啓発	環境課
(4) 環境負荷の少ない自動車の普及拡大● 電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の公用車への率 先導入● クリーンエネルギー自動車購入支援の周知	管財課環境課
(5) 環境負荷の少ないまちづくり	まちづくり課 道路維持課 道路建設課 管財課

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○住宅用太陽光発電システムや太陽熱、蓄	○太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池な
電池などの利用に努めましょう。	どの利用に努めましょう。
〇公共交通機関や自転車、徒歩での移動を	○新たな再生可能エネルギーの導入に努
心がけましょう。	めましょう。
〇低公害車の利用を心がけましょう。	○環境に配慮した製品・商品を積極的に購
Oエコドライブ、アイドリングストップを	入するグリーン購入を推進しましょう。
心がけましょう。	○通勤での公共交通機関や自転車、徒歩で
	の移動を推奨しましょう。
	○低公害車の利用を推進しましょう。
	○エコドライブ、アイドリングストップを
	心がけましょう。

施策3-3 気候変動への適応



現状と課題

地球温暖化は、自然環境や生態系のみならず、社会や経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。地球温暖化に対する取組としては、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と同時に、すでに発生している気候変動による被害を回避・削減し、将来予測される被害に備える「適応策」を進めていく必要があります。

気候変動による影響は、健康面、自然災害などの分野ですでに顕在化しており、今後さらに拡大・深刻化する可能性があります。

施策の方向性

気候変動による影響の理解促進や、健康面での被害防止、自然災害への備えなどの 適応策を推進します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 気候変動による影響への理解	環境課
● パンフレット、イベントなどによる気候変動対策の啓発活	
動の推進	
(2) 健康被害対策の推進	健康増進課
● 熱中症予防の普及啓発	高齢福祉課
● 熱中症弱者のための熱中症対策の推進	母子保健課
● 感染症の情報提供	商工観光課
	農政課
	学務課
	生涯学習課
(3) 緑化の推進	」まちづくり課
● 都市公園の整備	環境課
● 屋上緑化や緑のカーテンの普及啓発	
(4) 環境を考えた災害に強いまちづくりの推進	_ 消防防災課
● 防災体制の充実	
● ハザードマップの普及啓発と活用	
● 避難行動計画(マイタイムライン)作成の啓発	
(5) 温室効果ガス吸収源の確保	農政課
● 温室効果ガスの吸収源として期待される樹林や農地の保全	農地調整課
と適切な維持管理	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと

- ○熱中症の予防に心がけましょう。
- ○熱中症に関する情報に注意を払い、身近 な高齢者には、家族や周囲の人々による 見守りや声かけ等を行いましょう。
- ○緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打 ち水など自然の力を活用した省エネ生 活に取り組みましょう。
- 〇二酸化炭素(CO2)の吸収源となる緑の 保全活動に協力しましょう。
- 所、危険箇所を日頃から確認し、災害時 に備えましょう。

事業者が取り組むこと

- ○熱中症予防のためのクーリングシェル ター(避暑施設)の設置及び運用に協力 しましょう。
- ○教育機関、職場、スポーツ施設、イベン ト会場等での熱中症予防のための環境 整備や対策に取り組みましょう。
- ○緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打 ち水など自然の力を事業所内に取り入 れ、省エネを図りましょう。
- ○防災訓練に参加するとともに、避難場 ○二酸化炭素(CO2)の吸収源となる緑の 保全活動に協力しましょう。
 - ○防災訓練に参加するとともに、避難場 所、危険箇所を日頃から確認し、災害時 に備えましょう。

環境指標

基本目標3 地球温暖化の防止に向けて行動するまち

指標	現況値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和 15(2033)年度)
電気自動車導入台数(市公用車)	0台	10台
市域の温室効果ガス排出量	基準年 2013 年 1,378 千 t-CO ₂	744 ∓ t-CO ₂
公共施設の温室効果ガス 排出量	基準年 2022 年 7.4 千 t-CO ₂	5.1 ∓ t-CO ₂
市民 1 人当たりの 都市公園供用面積	8.69 ㎡/人	10.90 ㎡/人 ※令和 12(2030)年度
公共用施設への再生可能エネ ルギーの設置件数(累積)	9件	11 件

基本目標4 環境を守る人を育むまち

環境保全活動の推進 施策 4 - 1











現状と課題

持続可能な社会の構築及び維持には、市民・事業者・市の連携・協働が不可欠であ り、互いに協力して問題解決していくことが大切です。

本市では、多くの市民団体等が美化活動や自然観察会などの環境保全活動を行って います。

施策の方向性

市内の環境の保全は、誰かに任せておけば良いというものではなく、市民・事業者・ 市が協働で取り組んでいくことが必要です。市内の環境に対する意識と環境マナーの 向上をめざし、環境美化や各種保全活動を推進します。

また、市民や事業者の積極的な参加を促すため、活動状況や市民団体の情報提供に よる啓発を図ります。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
(1)	市民や市民団体との協働による環境保全活動の推進	環境課
	● 河川の美化(清掃や花壇の整備など)、団体の活動支援と 連携【再掲】	
	● 国・市・NPO・自治会の4者による環境協力協定に基づく母子島遊水地の維持管理【再掲】	
	● 市内の河川沿川における地元自治会や事業者と協力した河 川美化活動の実施【再掲】	
	● 自然観察会等の開催【再掲】	
(2)	環境保全団体の情報提供	市民協働課
	● 地域に根ざして環境活動に取り組む団体・個人のデータベー	環境課
	ス化	
(3)	茨城エコ・チェックシートや環境マネジメントシステムの普及	環境課
	● 茨城エコ・チェックシートの普及促進	
	● ISO14001 や茨城エコ事業所登録などの環境マネジメント	
	システムの普及促進【再掲】	
	● エコショップ制度の普及促進	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○市や市民団体で行う環境保全活動に積	○市や市民団体で行う環境保全活動に積
極的に参加しましょう。	極的に参加しましょう。
○茨城エコ・チェックシートを活用しまし	○従業員に対し、環境保全活動への参加を
ょう。	促しましょう。

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○環境保全団体に参加、協力しましょう。	OISO14001 や茨城エコ事業所登録など の環境マネジメントシステムを取得しましょう。

施策 4-2 環境学習・環境教育の推進













現状と課題

豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、次世代を担う子供たちへの環境教育は、極めて重要な意義を有しています。

また、市民一人ひとりが環境との関係を正しく理解し、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくために、その基盤となる環境教育において、環境を大切にしようとする意識醸成を図る必要があります。

施策の方向性

環境への関心と意識の向上を図り、自ら環境保全に向けて取り組む人を増やすため、 子供から大人まで、全ての世代に向けた学びの場を提供します。環境に関する座学だけではなく、市内の里地里山や水辺などの環境を活用した自然観察会や体験型の環境 学習を推進します。特に次世代を担う子供たちへの環境教育を積極的に進めます。

また、市内の環境学習指導者の育成に努めます。

主な施策

	施策名•施策内容	担当課
()		
(1)	コミュニケーション・教育の推進	環境課
	● 減量施策に対する理解を深めるための三者(市民・事業者・	
	市)のコミュニケーションの推進	
	● 市民団体等の勉強会への出前講座や環境センター施設見学	
	などによる地域環境学習活動の支援	
(2)	小学校での環境教育の実施支援	指導課
	● 小中学校における環境教育の実施	
	● SDG s との関係性を意識した教育の推進	
(3)	市民や市民団体との協働による体験型環境学習や自然観察会	生涯学習課
σ	開催	
	● 青少年の活躍の場づくり	
(4)	環境について学ぶ講座の開催	環境課
	● ちくせい市民大学の開講	生涯学習課
	● 企業などと連携した講座開催	
(5)	環境学習指導者の把握と育成	生涯学習課
	● 「ちくせい市民講師」の活用促進	

市民等の取組

市民・市民団体が取り組むこと	事業者が取り組むこと
○体験型環境学習や自然観察会、環境につ	○体験型環境学習や自然観察会、環境につ
いて学ぶ講座に積極的に参加しましょ	いて学ぶ講座に協力しましょう。
う。	

施策4-3 環境情報の発信









現状と課題

市民意識調査において、「筑西市環境基本計画」や「ゼロカーボンシティ宣言」の 認知度は低くなっていました。市民・事業者の環境への意識を高め、環境保全への取 組を進めるためには、的確でわかりやすい環境情報の発信が求められています。

施策の方向性

市民・事業者の環境への意識を高め、積極的に環境保全への取組を推進していくため、市や県、国などで実施している調査の結果や市の環境に関する情報を広報紙やホームページを活用し、わかりやすく提供します。

また、本計画の進捗についても発信します。

主な施策

施策名•施策内容	担当課
(1) 広報紙、ホームページを活用した環境情報の提供 ● 広報紙、ホームページを活用した環境情報の提供	環境課
(2) 環境調査結果や環境基本計画の進捗の公表 ・環境調査結果の公表・環境基本計画の進捗状況の公表	環境課

市民等の取組

事業者が取り組むこと
○市の環境情報を積極的に活用しましょ
う。

環境指標

基本目標4 環境を守る人を育むまち

指標	現況値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和 15(2033)年度)
市内小学校の環境教育の 実施数	105 🗆	110 🗆
市民大学参加者数	80 人/年	100 人/年
自然環境への満足度**	耕作地・里山など身近な緑の豊かさ:64.3% 身近な自然とのふれあい:53.8% 野生動植物の種類の豊かさ:30.0%	現状をより改善
地域の環境への満足度*	空気のきれいさ : 62.2% 地域の静けさ : 56.4% 身近な生活空間の清潔さ : 25.2% 地域の香り : 25.1% 河川等の水のきれいさ : 23.8% 里地や水辺の清潔さ : 22.3%	現状をより改善

^{※「}自然環境への満足度」「地域の環境への満足度」は、市民アンケート調査による「満足」の割合を示します。

第5章 重点施策

環境保全に資する課題に対しては、市民・事業者・市が協働で環境負荷の低減や各種活動を主体的に進めていくことが必要です。

本計画のめざす将来像や基本目標を実現するために、市民・事業者・市が一体となって重点的・優先的に取り組むことが必要な施策を重点施策として位置づけました。

重点施策

重点施策1 ゼロカーボンシティをめざす脱炭素まちづくり

重点施策2 豊かな自然との共生

重点施策3 快適な生活環境の維持・創出

重点施策4 みんなで学び行動するまちづくりの推進

重点施策1 ゼロカーボンシティをめざす脱炭素まちづくり

令和 32 (2050) 年のゼロカーボンシティをめざして、市民・事業者・市が一体となって、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動に率先して取り組み、脱炭素まちづくりを推進します。

- 温室効果ガスの削減に向け、マイバッグ持参やアイドリングストップなど、環境 にやさしいライフスタイルの情報の提供
- 茨城エコ・チェックシートの活用推進
- 事業者における ISO14OO1 や茨城エコ事業所登録制度など環境マネジメント システムの普及促進
- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進
- 公共交通機関の充実と利用促進
- 平地林の適切な管理や市街地の緑地の確保などによる二酸化炭素吸収源の育成

重点施策2 豊かな自然と共生

市内の里地里山に残された野生動植物の生息・生育域を保全し、そこで育まれてきた生物多様性を守り、人と生き物が共生する筑西市をめざします。

- 市民や市民団体と連携した自然観察会、現地体験会等の開催
- 希少動植物の生息・生育域の把握
- 市民や市民団体と連携した保全活動
- 有害鳥獣や外来生物への計画的な対策
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発

重点施策3 快適な生活環境の維持・創出

道路などへのポイ捨てや、人目につかない場所への不法投棄の防止に向け、ごみが 捨てられにくい筑西市をめざします。

- 食品ロス削減に向けた購入利用の普及啓発、未利用食品の有効活用(フードドライブなど)
- 市民・事業者・市の協働によるごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の推進
- 市民や市民団体、事業者と連携した幹線道路や公園、河川流域などの定期的な清掃活動
- 市民や市民団体、事業者と連携した街路や花壇などの整備による美化活動
- ポイ捨ての多い場所への看板の設置などによる啓発、不法投棄監視パトロール や関係機関との連携の強化、不法投棄発見時の通報の周知

重点施策4 みんなで学び行動するまちづくりの推進

環境学習・環境教育を通して、多くの市民に市内に残された自然環境を知ってもらい、自ら環境保全に取り組む筑西市をめざします。

- 日常生活での環境保全やごみの問題など、身近な環境問題を学ぶ環境講座の実施
- 環境学習や環境情報の提供による市民への普及啓発
- 市民団体が管理している里山や河川など、市内の環境を活用した環境学習・環境 教育の実施
- 市民や市民団体と連携し自然観察会等を行い、環境について知る機会の創出
- 市民や市民団体などの要望に応じ紹介できるよう、市内の環境学習指導者の名 簿の作成

第6章 計画の推進と進行管理

6.1 計画の推進体制

筑西市の環境の将来像「ゆたかな水と緑と人が共生するまち 筑西」の実現に向け、 市が率先して施策の推進を行うとともに、市民・事業者は自ら積極的に取り組んでい くことが必要です。また、市民・事業者・市の三者は、それぞれの立場や役割を理解 して連携し、協働の体制を構築することが重要です。

そのため、筑西市の環境保全に向け、総合的な調整と適正な進行管理を行う体制を構築します。また、環境保全に向けた施策を確実に実行していくため、環境基本計画 実施計画を策定します。なお、環境基本計画の進行管理に関する事項については、市 民環境部環境課を事務局とし、そのとりまとめを行います。

■ 筑西市環境審議会

筑西市環境基本条例第9条第3項に基づき、環境基本計画の策定及び変更に関すること、その他、市の環境に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、市から報告を受け、評価します。

■ (仮称)筑西市環境市民会議

市民・事業者・市で構成する筑西市環境市民会議を設置し、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境学習・環境教育への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

■ 庁内会議

環境基本計画を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画実施計画の施策の検討や調整、各課の取組の進捗状況の把握を行います。年度末には、環境基本計画の進捗状況をとりまとめ、必要に応じて実施計画の見直しを行うとともに、筑西市環境審議会に報告します。

■事務局

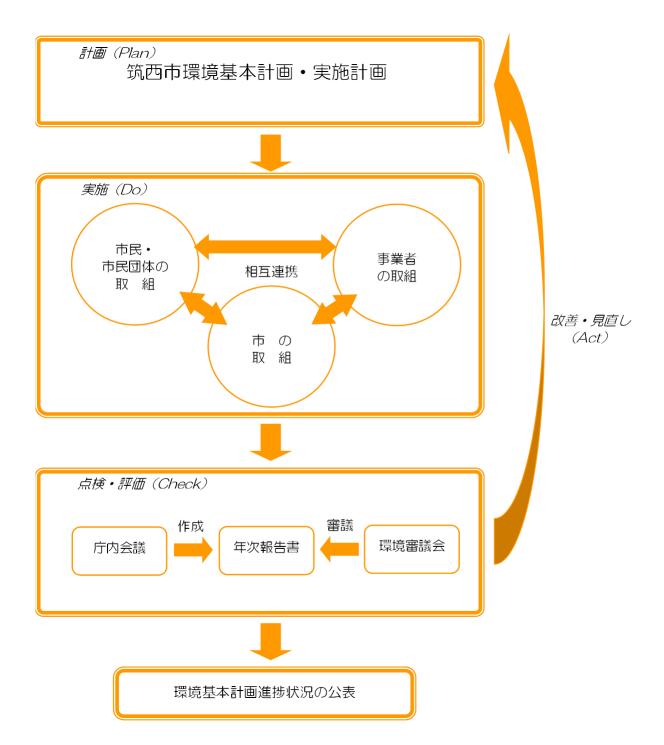
環境基本計画に関する事務は、市民環境部環境課に事務局を置き、実施計画や進捗状況のとりまとめなど資料の作成、会議の招集を行います。

■計画の推進体制

筑西市(行政) 諮問 筑西市環境審議会 報告 ・環境基本計画の策定及び 変更に関する審議 庁内会議 ・環境に関する重要事項の審議 ・実施計画の検討、調整 ・市が行う施策の評価 ・環境施策の検討、調整 答申 評価 ・ 各課の進捗状況把握 庁内(案) 進捗報告 の決定 市民・事業者 情報 (仮称) 筑西市環境市民会議 事務局(環境課) 提供 ・環境基本計画推進への協力 ・実施計画の策定 ・環境保全活動、環境教育への支援 ・計画の進捗状況の ・ 団体間の連携 資料作成 協力 ・情報の共有、発信 ・ 結果の公表 意見 回答 進捗照会 連携 庁内各課 国・県・周辺自治体 ・環境施策の実施

6.2 進行管理

筑西市環境基本計画は、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・見直し(Act) の4つのステップを繰り返し、定期的に目標や施策の進捗状況を評価、改善していきます。



資料編

資料-1 筑西市環境基本計画の策定経過

(1) 策定経過

期日	会議等
	第1回筑西市環境審議会
令和5年7月26日	・第2次筑西市環境基本計画の策定等について
	計画改定のスケジュールについて
小学生•中学生	
令和5年7月18日~28日	アンケート調査
市民•事業者	
令和5年7月28日~8月13日	
令和5年8月24日	第 1 回筑西市環境基本計画策定委員会
	・環境基本計画の改定について 等
	第2回筑西市環境基本計画策定委員会
 令和5年10月26日	・市民アンケート調査結果報告
刊和3年10月20日	• 環境基本計画(素案)の検討
	・地球温暖化対策計画における目標の検討
 令和5年11月29日	第3回筑西市環境基本計画策定委員会
1 1 1 月 2 9 日 	• 環境基本計画(素案)の検討
令和5年12月22日	市民意見募集(パブリックコメント)
~令和6年1月11日	「中氏思兄券業(ハングックコスクト)
令和6年2月6日	第2回筑西市環境審議会
	・市民意見募集の結果及び答申について



(2) 諮問書

筑環境諮問第1号 令和5年7月26日

筑西市環境審議会会長 様

筑西市長 須 藤 茂

筑西市環境基本計画について (諮問)

筑西市環境基本計画について貴審議会のご意見を賜りたく、筑西市環境審議 会条例(平成17年条例第116号)第2条の規定に基づき、諮問いたします。

(諮問理由)

本市は、平成29年に「筑西市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。

しかしながら、社会情勢の変化や地球温暖化などの地球規模となる環境問題の深刻化により、新たな施策を推進していくことが求められています。本市においては、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、積極的に取り組んでいるところですが、より強力に推進していく必要があることから、「筑西市環境基本計画」を改訂いたしますので貴審議会の意見を求めるものです。

(3) 答申書

令和6年3月26日

筑西市長 須 藤 茂 様

筑西市環境審議会 会長 廣 沢 雅 之

筑西市環境基本計画 (素案) について (答申)

令和5年7月26日付をもって諮問のあった筑西市環境基本計画 (素案) について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、適切な計画であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記の事項についてご配慮願います。

記

- 1 計画の推進については、広く計画の周知に努め、市民・事業者・市は連携・協働し合い、一体となって推進すること。
- 2 環境施策の実施については、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ積極的に推進すること。 また、市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むこと。
- 3 近年の環境問題に関する社会情勢の変化の速さ等を鑑み、計画の見直し等 の対応を適切かつ柔軟に図ること。

資料-2 筑西市環境基本計画の策定体制

(1) 筑西市環境審議会 委員名簿

区分	氏名	職業•役職等(選出団体)	備考
	藤澤 和成	筑西市議会 総務企画委員長	
	鈴木 一樹	筑西市議会 総務企画副委員長	
	水柿 重壽	筑西市農業委員会 会長	
部	河上 隆太郎	一般社団法人真壁医師会筑西支部 支部長	
関見を有	塚本 真実	筑西市教育委員会 教育長職務代理者	
識見を有する者	藤枝 祥一	一般社団法人茨城県産業資源循環協会 理事	
白	廣沢 雅之	茨城県自然保護指導員	会長
	堀江 博	茨城県県西県民センター 環境・保安課長	
	市村 一彦	茨城県筑西土木事務所 道路管理課長	
	諸澤 直矢	茨城県筑西警察署 生活安全課長	
	鈴木 親男	筑西市自治会連合会 会長	
	中村 邦彦	筑西市自治会連合会 副会長	
市民の	爲我井 茂	筑西市自治会連合会 副会長	
代表	増渕 俊夫	筑西市自治会連合会 副会長	
	後藤 すい子	筑西市地域女性団体連絡会 会長	副会長
	眞次 京子	筑西市水環境クリーン推進委員会の会長	
の代表者	小貫 崇宏	下館第一工業団地連絡協議会 副会長 (株式会社フルヤ金属)	
表者	武田 茂	つくば関城工業団地連絡協議会 会長 (アクアス株式会社)	

(2) 筑西市環境基本計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名 職業・役職等		職業・役職等	備考
	早瀬	長利	茨城県環境アドバイザー	会長
識見	髙橋	郷史	国定公園管理員	副会長
識見を有する者	軽部	達夫	茨城県環境カウンセラー協会理事長	
る者	古池	源造	茨城県ボランティア U.D.監視員	
	森田	比米子	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
市民の代表者	竹澤	寛	NPO 法人里山を守る会会長	
	田中	照子	筑西市地域女性団体連絡会副会長	
者	市村	享子	筑西市水環境クリーン推進委員会副会長	
事 業 者 者	小森	一美	株式会社レゾナック下館事務所 環境安全管理センター安全担当部長	
代表者の	谷島	明	公益社団法人下館青年会議所理事長	

資料-3 筑西市環境基本条例

平成 27 年 3 月 25 日 条例第 6 号

目次

前文

第1章総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針(第8条)

第2節環境基本計画等(第9条一第11条)

第3節 基本施策(第12条—第19条)

第3章 推進体制(第20条—第23条)

附則

私たちのまち筑西市は、筑波山を望む広大な田園とそこを流れる鬼怒川・小貝川・五行川などの河川、緑豊かな里山・平地林などの潤いのある自然環境に恵まれ、商業や工業の集積、豊かな農産物の生産、歴史的資源・伝統文化の継承など、茨城県西地域において中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴い、環境問題が深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っているとともに、限りある環境資源の中で自然と人間が共生し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、筑西市における豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的として、 この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者(観光、労働、就学その他の目的で本市の区域内に滞在する者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) **地球環境の保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、 野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係 る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄 与するものをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 公書 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを享受できるよう、自然と人との 共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する 基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な 処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めなけれ ばならない。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり市が実施する環境の保全等に関する施策に協力し、本 市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(基本施策)

- 第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を 総合的かつ計画的に実現するものとする。
- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境その他の環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。
- (4) 地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。
- (5) 廃棄物の減量、リサイクル等の推進を図ること。
- (6) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、筑西市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、筑西市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図り、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境に関する報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

第3節 基本施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するように努めるとともに、野生生物の生育又は生息に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(循環型社会への促進)

- 第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に取り組むものとする。
- 3 市及び市民等は、環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習及び啓発の推進等)

第15条 市は、市民等が環境の保全等について関心と理解を深めるとともに、自発的に活動を 行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する意識向上の啓発、教育の充実及び学習の 推進を図り、並びにそれらに資するための情報提供、広報活動等の充実に努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の推進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との協働の推進)

第17条 市は、環境基本計画に基づき、市民等とともにそれぞれの役割に応じて環境の保全等 に資するための活動を協働して行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的助成措置)

第18条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定めの範囲内で次に掲げる措置 を講じなければならない。
- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対する必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定めの範囲内で必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(監視、測定等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、 必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、公害の防止及び自然環境その他の環境の保全等に関する事項について、情報の収集及び必要な調査を実施するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の 緊密な連携及び環境の保全等に関する施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、又は実施するに当たり、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料-4 用語解説

区分	用語	意味
あ行	ISO14001	国際標準化機構(International Organization for
		Standardization)が運営する環境マネジメントシステムに関する国
		際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を
		評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組
		みをいいます。
	アイドリングストップ	信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車のとき
		に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。
		地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、
	度	茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組
		を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することに
		より、環境への負荷の少ない社会づくりをめざしています。
	いはらきエコスタイル 	茨城県が推進する、家庭や職場において自主的かつ積極的に省エネに 取り組む県民運動。
	茨城エコ・チェックシ	省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵と
		ヒントが数多く紹介された茨城県で発行する家庭向けのチェックシー
		トをいいます。
	一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業
		廃棄物以外の廃棄物をいいます。
	エコドライブ	自動車の運転時に、急発進急加速を避けることや、エアコンの適正使
		用、アイドリングストップなどに気をつけるとともに、渋滞の回避や
		不要な荷物をおろすといった燃費向上に資する取組をいいます。
	エコハウス	断熱や気密構造などの環境基本性能を確保し自然・再生可能エネルギーを活用する住宅として、環境省が提唱した住宅。
	LED	通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用
		脚帯の電球や虫光灯にかわり、看電力で接対的な光光タイオードを用 いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共
		機関等で採用されています。
	温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ
		込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスと
		いいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒
		素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫
		黄、三ふっ化窒素が主な7物質となります。
か行	海洋プラスチックごみ	海洋に流出したプラスチックごみの総称。プラスチックごみは分解し
		にくいため、軽いプラスチックごみは長期にわたり海洋を漂流し、シ
		ート状の物は餌と誤認して摂取されたり、体に巻き付いたりし、海洋
		生態系に影響を及ぼしています。さらに、劣化し、細片化した 5mm
		以下のものはマイクロブラスチックと称され、生態系により取り込ました。
		れやすいほか、その表面に有害化学物質が吸着することによる影響が 懸念されています。
	 外来種	本来生息していなり。
	外术性	本来主思していながった場所へ入間によって連ばれ、入間の官珪下にない生き物。
	化石燃料	生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをい
		います。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約 85%は
		化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原
		因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や
		化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

区分	用語	意味		
か行	合併処理浄化槽	し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活		
		排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正に		
		より(平成 13 年度施行)、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設		
		置が義務付けられています。		
	家庭用蓄電システム	電気を貯めて繰り返し使用できる電池のことで、主に家電製品に電力		
		を供給する目的で利用されます。		
	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュート		
		ラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用		
		の保全及び強化をする必要があります。		
	環境基準	環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目		
		標で、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されること		
		が望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音な		
		どに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダ		
		イオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌		
		汚染の環境基準が定められています。		
	環境マネジメントシス	企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針		
	テム	や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのこ		
		とをいいます。環境マネジメントシステムの代表的なものとして国際		
		規格 ISO14001 があります。		
	緩和策	温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を		
		食い止めること。省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭		
		素化などが挙げられる。		
	気候変動	気温および気象パターンの長期的な変化。		
		気候の変化は太陽周期の変化によるものなど自然現象の場合もありま		
		すが、1800 年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしてお		
		り、その主な原因は、化石燃料(石炭、石油、ガスなど)の燃焼とさ		
		れています。		
	揮発性有機化合物	常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼ		
		ン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、		
		テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があ		
		ります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水		
		汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環		
		境基準が定められています。		
	クーリングシェルター	公民館等の冷房設備を有する等の要件を満たす施設。		
		市町村長が地域においてクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)		
		を指定できる制度を設け、熱中症特別警戒情報が発表された場合は当		
		該クーリングシェルターの開放を求めることができます。		
	原風景	人の心の奥にある懐かしさの感情を伴う風景または心象風景を指しま		
		す。 		
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫		
		外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大		
		気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学ス		
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	モッグなどの原因になります。		
	光化学スモッグ 工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素			
		外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に		
		停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼ		
		すため、大気汚染として問題視されています。		

区分	用語	意味
か行	こどもエコクラブ	環境省では、平成7年から地域において環境保全に関する活動を行う
		数人~20 人程度の小・中学校等のグループを「こどもエコクラブ」
		として登録し、様々な活動のための支援を行っています。
さ行	再生可能エネルギー	自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温
		室効果ガスを排出しないという特徴があります。具体的には、太陽
	里地里山	光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指します。 都市と自然との間に位置する山あいなどの集落(民家)とこれらを取
	主地主山 	師中と自然との間に位置する田めいなどの集落(氏缘)ととれらを取 り巻く林地や農地、川、池などを 1 つのまとまりとしてとらえた地域
		切巻く が起く展地、川、旭なとを「「つりなとよりとしてとらえた地域 概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それ
		に農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。
		廃棄物等について、その有用性に着目して資源として捉えなおした考
		え方です。「循環型社会形成推進基本法」では、このような循環資源
		について循環的な利用(再利用、再生利用、熱回収)を図るべきと規
		定しています。
	次世代自動車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量
		や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、
		バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド
	 循環型社会	自動車、水素自動車などをいいます。
	個塚空社云 	有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源 が輪のように循環する社会の考え方です。
	 条件付特定外来生物	外来生物法(2004年)に基づき指定される「特定外来生物」のう
		ち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする
		(規制の一部がかからない)生物を言います。
		アカミミガメ・アメリカザリガニは、在来種との競合や生態系影響が
		懸念されていましたが、すでに飼育者が多い生き物であり、単に特定
		外来生物に指定して飼育等を禁止すると、手続きが面倒などの理由で
		野外へ放す飼育者が増えると予想され、かえって生態系等への被害を
		生じるおそれがあるため、一部の規制を適用除外とする「条件付特定
	ナ物ル学の歌手西光早	外来生物(通称)」制度を創設して指定することになったもの。
	生物化学的股系安水里 (BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の
	生物多様性	地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息
		場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくってい
		ます。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生
		物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりで
		なく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。
	ゼロカーボンシティ	環境省が「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることをめざす旨を
		首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」を、ゼロカ
<u> </u>	►	ーボンシティとして公表する政策。
た行	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総
		称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持 つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って
		つと言われているす。塩素を含むフラステック類の燃焼などに伴うて 発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。
	 太陽光発電	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方
	,	式。
	多自然型川づくり	河川が本来持っている生物の生育・生息環境に配慮するとともに、美
		しい自然景観の創出・保全を図る整備手法を指します。

区分	用語	意味
た行	脱炭素社会	2050年までに温室効果ガスの半減が必要であるとされ、これまでは低炭素社会という言葉や脱炭素社会という言葉が同時に使われてきた面がありますが、今後は、先進国のみならず世界全体でも、化石燃料の利用に関して、最終的には脱炭素社会をめざさねばならないという考え方が強まってきています。
	ちくせい市民講師	市民からの求めに応じて、自己のもつ知識、技能、体験等を伝え、自ら学ぼうとする市民を支援する登録制度です。生涯学習ボランティアとして活動することになります。
	ちくせい市民大学	毎年、開催している市民向けの講座。
	地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内で消費する取 組です。電気などのエネルギーの場合にも用います。
	沖積低地	主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種を指します。 河川の流速が遅くなり、運搬されてきた土砂が堆積して平野を形成します。
	長期優良住宅	耐久性、耐震性及び可変性など、長期にわたり良好な状態で使用可能 な措置が講じられた住宅。
	適応策	すでに現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の 影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食 い止めるための取組。
な行	二酸化窒素	物の燃焼によって発生し、呼吸器系の疾患の原因となります。 このため、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等 に基づき対策が進められています。
	二酸化炭素	常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性となります。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。 大気中での濃度は微量ですが、温室効果を持ち、地球の平均気温を15℃前後に保つのに寄与してきました。産業革命以降、化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などによって、年々増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。
	熱中症	熱中症は、高温多湿な環境に、人体が適応できないことで生じるさまざまな症状の総称。熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」による要因が考えらます。これらの要因が重なって、体温上昇と調整機能のバランスが崩れることで身体に熱が溜まり、熱中症を引き起こす可能性を生じます。熱中症の予防には、涼しい服装や日傘・帽子の利用、木陰などの利用、水分・塩分の補給などが推奨されます。
	ネット・ゼロ・エネル ギー住宅(ZEH)	Net Zero Energy House の略称(ゼッチ)。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅。
		Net Zero Energy Building の略称(ゼブ)。快適な室内環境を実現
	ギー・ビル(ZEB)	しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする ことをめざした建物。
	農業集落排水	小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするものです。

イオ(生物資 物由来の有機 れをもとに発
れをもとに発し
[は、紙、家畜
2.5 μm 以下の
されるもの
来のものがあ
)やすく呼吸器
以下のもので
活動に伴うも
があります。粒
はぼします。
能といいま
、「いつ」
「整理し、とり
)暑い日差しが
者い日差しか - 。冷房機の使
地球温暖化防
地外通域10岁
えたりするお
ても被害を効し
び狩猟の適正
め、生息・生
ことした図書

第2次筑西市環境基本計画

発行年月 令和6年3月

編集/発行 筑西市 市民環境部 環境課

茨城県筑西市丙 360 番地

TEL TEL 0296-24-2111 (代表)

FAX FAX 0296-24-2274

URL https://www.city.chikusei.lg.jp/

